

令和3年（2021年）3月11日（木曜日）

第 6 号

## 令和3年第1回北海道議会定例会会議録

## 第6号

令和3年（2021年）3月11日（木曜日）

## 議事日程 第6号

3月11日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第43号及び第47号ないし第62号  
 (質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

## 1. 日程第1

出席議員 (98人)

議長 100番 村田 憲 俊 君  
 副議長 77番 高橋 亨 君  
 1番 寺島 信 寿 君  
 2番 笠木 薫 君  
 3番 木葉 淳 君  
 4番 小泉 真 志 君  
 5番 鈴木 一 磨 君  
 6番 武田 浩 光 君  
 7番 植村 真 美 君  
 8番 佐々木 大 介 君  
 9番 滝口 直 人 君  
 10番 檜垣 尚 子 君  
 11番 星 克 明 君  
 12番 宮下 准 一 君  
 13番 村田 光 成 君  
 14番 渡邊 靖 司 君  
 15番 浅野 貴 博 君  
 16番 安住 太 伸 君  
 17番 内田 尊 之 君

18番 大越 農 子 君  
 19番 淵上 綾 子 君  
 20番 松本 将 門 君  
 21番 壬生 勝 則 君  
 22番 山根 理 広 君  
 23番 阿知良 寛 美 君  
 24番 田中 英 樹 君  
 25番 菊地 葉 子 君  
 26番 宮川 潤 君  
 27番 中野渡 志 穂 君  
 28番 荒当 聖 吾 君  
 29番 白川 祥 二 君  
 30番 新沼 透 君  
 31番 池端 英 昭 君  
 32番 小岩 均 君  
 33番 菅原 和 忠 君  
 34番 中川 浩 利 君  
 35番 畠山 みのり 君  
 36番 藤川 雅 司 君  
 37番 太田 憲 之 君  
 38番 加藤 貴 弘 君  
 39番 桐木 茂 雄 君  
 40番 久保秋 雄 太 君  
 41番 佐藤 禎 洋 君  
 42番 清水 拓 也 君  
 43番 千葉 英 也 君  
 44番 道見 泰 憲 君  
 45番 船橋 賢 二 君  
 46番 丸岩 浩 二 君  
 47番 梅尾 要 一 君  
 48番 笠井 龍 司 君

49番	中野秀敏君	85番	角谷隆司君
50番	花崎勝君	86番	千葉英守君
51番	三好雅君	87番	中司哲雄君
52番	村木中君	88番	藤沢澄雄君
53番	吉川隆雅君	89番	吉田正人君
54番	吉田祐樹君	90番	遠藤連君
55番	佐々木俊雄君	91番	大谷亨君
56番	田中芳憲君	92番	喜多龍一君
57番	沖田清志君	93番	竹内英順君
58番	笹田浩君	95番	伊藤条一君
59番	松山丈史君	97番	神戸典臣君
60番	市橋修治君	98番	高橋文明君
61番	稲村久男君	99番	和田敬友君
62番	梶谷大志君	欠席議員（2人）	
63番	北口雄幸君	94番	本間勲君
64番	広田まゆみ君	96番	川尻秀之君
65番	赤根広介君	<hr/>	
66番	佐藤伸弥君	出席説明員	
67番	中山智康君	知事	鈴木直道君
68番	安藤邦夫君	副知事	浦本元人君
69番	志賀谷隆君	同	土屋俊亮君
70番	真下紀子君	同	中野祐介君
71番	森成之君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	平野正明君
72番	大河昭彦君	総務部危機管理監	野村聡君
73番	金岩武吉君	総合政策部長	倉本博史君
74番	池本柳次君	総合政策部監 地域振興監	佐々木徹君
75番	滝口信喜君	総合政策部監 交通企画監	柏木文彦君
76番	須田靖子君	環境生活部長	築地原康志君
78番	三津丈夫君	環境生活部 東京オリンピック 連携推進監	阪正寛君
79番	平出陽子君	経済部長	山岡庸邦君
80番	富原亮君	経済部食産業振興監	谷岡俊則君
81番	八田盛茂君		
82番	松浦宗信君		
83番	東国幹君		
84番	小畑保則君		

農政部長 小田原輝和君  
農政部長 宮田大君  
食の安全推進監  
水産林務部長 佐藤卓也君  
建設部長 小林敏克君  
建設部建築企画監 長浜光弘君  
財政局長 古岡昇君  
財政課長 羽田翔君

警察本部長 小島裕史君  
総務部長 原口淳君  
交通部長 酒井智雄君  
総務部参事官 野手敏光君  
兼総務課長

教育委員会教育長 小玉俊宏君  
教育部長 志田篤俊君  
兼教育職員監  
学校教育監 赤間幸人君  
総務課長 阿部正幸君

議会事務局職員出席者

事務局長 近藤晃司君  
議事課長 樫山博哉君  
議事課長補佐 本間治君  
議事係長 小倉拓也君  
議事課主任 古賀勝明君  
議事課主事 中江良太君

午前10時1分開議

○議長村田憲俊君 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

〔樫山議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

久保秋雄太議員  
佐藤禎洋議員  
清水拓也議員

であります。

1. 黙 禱

○議長村田憲俊君 本日は、東日本大震災が発生してから10年に当たります。

東日本大震災は、被災地域が広範に及び、極めて多数の犠牲者を出すとともに、国民生活に多大な影響を及ぼした未曾有の大災害でありました。

この震災により犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を表するため、黙禱をささげたいと思います。

御起立を願います。

黙禱。

〔全員起立・黙禱〕

○議長村田憲俊君 黙禱を終わります。

御着席を願います。

1. 日程第1、議案第1号ないし第43号及び第47号ないし第62号

（質疑並びに一般質問）

○議長村田憲俊君 日程第1、議案第1号ないし第43号及び第47号ないし第62号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

大越農子君。

○18番大越農子君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

自民党・道民会議の大越農子でございます。

通告に従い、順次質問してまいります。

最初に、国土強靱化についてであります。

ちょうど今日から10年前に、東日本大震災が発生しました。お亡くなりになった方々と御遺族に、深く哀悼の意を申し上げます。

私自身、当時は東京で仕事をしており、恐ろしい地震を経験したことは今でも忘れません。

知事におかれましても、当時の御自身の記憶に立ち返り、被災者の皆様に、心を寄せていただきたいと考えます。

その後も、全国各地で地震や大雨などにより、大きな被害が発生し、道内においても、2016年の連続台風や2018年の北海道胆振東部地震などにより、道民の暮らしや経済活動に多大な影響が生じました。

大震災から10年目のこの日、改めて、道民が一丸となり、安心、安全な北海道をつくっていかねばならないとの思いを新たにします。

国では、昨年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策や、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策などに取り組むこととしたと承知しております。

知事は、東日本大震災から10年目の節目に当たり、防災や復興に関し、どのような感慨をお持ちか、伺うとともに、本道の強靱化に向けた知事のお考えと決意を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

道が新型コロナウイルス感染症対策として実施した、時短営業や外出自粛の要請などで影響を受けた全道の様々な事業者の方々に対する支援についてただした我が会派の代表質問に対し、知事は、幅広く支援が行き届くよう、早急に制度の詳細検討を進める旨、答弁しましたが、現在は、制度の概要をホームページで公開するにとどまっています。

一方、国の一時金については、制度の詳細が既に公表され、3月8日からは申請の受付が開始されていますが、緊急事態宣言に伴う時短営業や外出自粛等の影響を受けたことが要件となっていることなどから、宣言が発せられた首都圏等から遠く離れた道内の事業者の多くが国の一時金制度の対象外となる可能性が高く、それだけに、道独自の支援金制度に対する期待は大きいものと考えます。

道は、道独自の支援金制度の具体的な内容を早急に道民の方々にお知らせする必要があると考えますが、現在の検討状況について伺います。

支援制度の内容は、段階的に公開していくと聞いていますが、多くの関係者の方が一刻も早く知りたい支援金の申請受付開始時期が明らかにされていません。

極めて厳しい経営状況に置かれている道内の事業者の方々の不安を和らげ、未来に希望を感じていただけるよう、早急に受付開始の目途を示すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、在宅高齢者の体力等の低下についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、高齢者が健康体操や茶話会など介護予防活動を行う高齢者サロンの場に通えなくなったことなどにより、高齢者の活動が低下して、筋力が衰え、転倒、骨折がしやすくなったり、閉じ籠もりで認知症のリスクが高まることなど、健康への悪影響が危惧されています。

国立長寿医療研究センターが昨年4月に行った、感染症の感染拡大による高齢者の身体活動量の実態調査結果によると、感染が拡大する中で、運動を意識的に実施できていた高齢者は50%で、1週間当たりの身体活動時間の1月と4月の比較では、約3割も減少していたとのことであり、今後において、要介護高齢者が増加する可能性についても指摘されています。

コロナ禍においても在宅で楽しめる運動ができるような仕組みづくりが求められると思いますが、道として、在宅高齢者のこうした課題をどのように認識し、今後どのような対策を行っているのか、伺います。

次に、親子の面会交流への支援についてであります。

日本では、夫婦の離婚に際して、未成年の子どもがいる場合、父親か母親のどちらかを親権者と定める単独親権制度が採用されていますが、離婚後も、両親がお互いに子育てに関わり、養育をしていくためには、多くの国で採用されている共同親権制度の導入について検討を行うことが必要です。

このことから、国においては、法務大臣が、今年2月の法制審議会に、家族法制の見直しを諮問し、共同親権の導入の是非などについて検討が進められているところであり、道議会としても、必要な法整備を求める意見書を提出したところでもあります。

別居・離婚後も子どもが双方の親から愛情と養育を受け続けることができる環境を実現するためには、離婚時に養育費の支払いや面会交流などの取決めを行うことが重要ですが、現在、文書などで面会交流の取決めを行っている世帯は、全体の3割以下となっています。

こうした取決めを促進するためには、離婚時に決めておくべき事項やその意義などについて、しっかりと周知することが必要と考えます。

道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、ほっかいどう応援団会議について伺います。

先日、知事は、執行方針の中の、北海道の総力を結集するとのくだりにおいて、ほっかいどう応援団会議をはじめ、道内外で本道に思いを寄せる皆様の力を借り、北海道の総力を結集し、一

丸となって取り組むと述べられています。

これまでに道内外から450社を超える企業、団体が参加し、新型コロナウイルス感染症下においても、例えば、道内の医療従事者等を支援する寄附プロジェクトである「エールを北の医療へ！」については、12億円近くの寄附を集める中、応援団会議参加企業から4億円を超える寄附をいただいていると承知いたしております。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対応、ポストコロナに向け、道内各地の地域活性化といった大きな課題に対しては、応援団会議に参加する企業などといかに連携し、実績を積み上げていけるかも重要です。

立ち上げ以来、約1年半を経過した応援団会議の取組に対する知事の現状認識と、来年度、どのようにこの応援団会議を活用して、本道の地域活性化につなげていくのか、伺います。

次に、道産農畜産物の輸出について伺います。

本年2月、国は、令和2年における農林水産物・食品の輸出額が、速報値で9223億円となり、8年連続で過去最高額を更新したことを公表しました。

国・地域別では、最も輸出額が大きい香港で1.2%、24億円の増加、農畜産物では、鶏卵が前年比で107.4%、豚肉が55%の増加となっていると承知しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、海外においても外食需要が減少するなど、輸出環境が変化している中ではありますが、道として、第2期食の輸出拡大戦略に基づき、安全、安心な北海道ブランドとして海外で高く評価されている道産農畜産物の昨年の輸出状況と取組、今後、輸出拡大に向けてどのように取組を進めていく考えなのか、所見を伺います。

次に、森林火災への対応等についてであります。

先月21日に栃木県足利市で発生した森林火災は、約106ヘクタールに及び、今月1日によりやく鎮圧したところであります。

本道でも、毎年、20から三十数件の林野火災が発生しており、中でも、一昨年のおホーツク管内の雄武町での森林火災は、約1か月に及び、民有林215ヘクタールが焼損しています。

森林火災の出火原因は、不明なケースが最も多く、次に、ごみ焼きによるものが約3割、ほかにも、たばこの不始末といった人為的な要因が挙げられますが、近年では、自然の中で自由気ままに一人でキャンプを楽しむ、いわゆるソロキャンプがブームになっており、調理や暖房、たき火など、火を使う機会が増えていることから、安全、安心して自然を満喫するためのルールの徹底が求められます。

ポストコロナでは、国立公園や森林の機能を生かしたワーケーションの取組が注目されており、今後、観光、レジャー、健康増進などを目的とした森林空間の利用が増加すると見込まれる中で、道では、森林火災からどのように守り、活用を図っていく考えなのか、伺います。

次に、本道の子どもたちの体力・運動能力の状況についてであります。

道教委では、可能な範囲で新体力テストを実施するよう働きかけるとともに、子どもたちの体力の状況を簡便に把握、分析するための新体力テスト分析ツールを作成し、配付したとのことで

したが、その概要について伺います。

提出があった記録について、集計結果を基にどのような傾向が見られたのか、また、どのように分析しているのか、伺います。

児童生徒が学校や家庭で気軽に楽しみながら運動に取り組むことができるよう、軽運動の動画作成・配信を行うとともに、感染症対策を講じながら体力向上に成果を上げている取組事例等の周知を行うこととしていましたが、その後の進捗を含め、道教委として、今後、子どもたちの体力向上に向けてどのように取り組むのか、伺います。

次に、学校における教育活動について伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大が減少傾向にあるものの、依然として予断を許さない状況が続いており、道内の小中学校などでも、子どもたちや教職員が感染し、学級や学年単位での臨時休業措置が講じられている学校も見られます。

これまで、休業期間中は、ICTを活用したりモット学習による家庭学習支援にとどまってきましたが、新年度からは、各学校に1人1台端末の環境が整うことから、学級単位でのオンライン授業も可能になってきます。

また、間もなく卒業式や入学式を迎えますが、一斉臨時休業を余儀なくされた昨年の経験を踏まえ、各種学校行事についても、それぞれに応じて対応を工夫することで、子どもたちや保護者の方々の思いに寄り添った形で実施できるものと考えます。

道教委は、ウイズコロナの時代における子どもたちの学びの保障や、学校行事の安全な実施に向けて、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、地域創生の核となる産業人材の育成についてであります。

現在、道内の各地域で、農業や工業などの専門学科を置く高等学校で知識や技能を身につけた卒業生たちが地元企業に就職し、地域産業の担い手として活躍していますが、これからは、経済社会のデジタル化に対応できる、より高度な人材の育成が求められます。

国では、新たに、学校と産業界等が一体となって、最先端の職業人材育成システムの構築などに取り組むマイスター・ハイスクール事業や、デジタル化対応の装置を整備して、最先端の職業教育を行うスマート専門高校の実現のための予算を措置しており、道は、こうした国の動きに対応するための補正予算等を提案しています。

本道における産業教育の充実方策については、昨年3月の北海道産業教育審議会の建議で、専門高校が地域の一員として、産業界や大学等と円滑に意思疎通を図ることのできる工夫や、各学校の教育環境について、ハード、ソフトの両面の一層の充実を図るよう、道教委に求めています。

また、市町村立学校の取組などを参考に、地域のニーズに柔軟に対応できる学校づくりを進めることも重要であり、道教委は、市町村や生徒、保護者の声に十分耳を傾け、農政部等の関係部とも緊密に連携し、地域に根差した産業人材の育成に取り組む必要があると考えます。

地域創生の核となる産業人材の育成に向けて、道教委としてどのように取り組んでいく考えな

のか、教育長の所見を伺います。

最後に、女性活躍社会の推進について伺います。

これまで女性活躍の推進のための取組がなされていますが、残念ながら、JOCのトップの発言が国際的に大きな波紋を広げたことを見ても、効果は限定的であると言わざるを得ません。

女性活躍推進を阻む根深い要因に改めて焦点を当てるべきではないかと考えます。本質的な要因が見いだされていなければ、効果的な施策を打ち出すことは困難です。

今回は、その本質的な要因が見いだされていないという現実を直視すべきであるとの視点に立って、各部門に分けて伺ってまいりたいと思います。

まず、企業の女性管理職の登用についてであります。

私は、かつて電機メーカーに勤めておりましたが、管理職のほとんどが男性であり、奥様に家事を任せているにもかかわらず、白物家電の商品企画を通し、販売戦略を描き、予算を執行するさまを見て、これで果たして売れる商品が作れるのだろうか、心から危惧したものです。

あれから25年たった今、残念ながら、その危惧は現実となり、多くの家電製品市場は海外製の商品に席卷され、かつてジャパン・アズ・ナンバーワンと呼ばれていたことは、遠い昔のこととなりました。

道内の消費者の半数以上が女性であり、流行を決めるのも多くは女性の影響力が絶大である現状に鑑み、女性の視点を生かした商品・サービスづくりを促進しなくては、グローバル市場を生き残ることはできません。

こうした観点から、道内企業における役員や管理職として、企業の意思決定に関わるものが極めて重要と考えますが、道の認識を伺います。

なぜ管理職の女性登用が進んでいないのか。残念なことに、道は、いまだその理由を調べていないようであります。つまり、道内企業の女性活躍推進はスタートラインにもついておりません。

早急に理由を調べ、対策に生かすべきと考えますが、知事は、道内企業における女性管理職の登用の現状について、どのような認識を持っており、今後どのように調査を進めるのか、伺います。

次に、道内学校の女性管理職、つまり校長先生、教頭先生の女性登用についてであります。道内学校の校長の女性の比率は7.7%、副校長、教頭の比率は10.5%と、まだまだ低い状況にあると考えます。

小学校時代の純粋な子どもたちが過ごす学校で、校長・教頭先生のほとんどが男性であったとしたら、何が起こるのでしょうか。知らず知らずのうちに、子どもたちの心にジェンダーバイアスを醸成しているに等しいと考えます。

子どもたちに、多様性ある社会に暮らす意義を伝えるためにも、このままの状況を座視することは許されません。改めて、教職員の女性管理職の登用の意義を明らかにしていただきたいと思えます。その上で、何が教職員管理職の女性登用を阻んでいるのか、その理由を明らかにするべ

きです。

これまで、道教委による意見聴取が行われていると承知しております。

なぜ教頭先生を希望する人が少ないのか。

道がまとめた理由としては、広域性がある、子育てとの両立が大変等々が挙げられていますが、それは男性でも一緒のはずです。それなのに、圧倒的多数の管理職が男性というのは、説明が付きません。

改めて、女性教員が管理職を希望しない理由を徹底的に深掘りし、対策を立てるべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

また、道庁自らが女性登用に向けて自己改革していくことです。

道民の半数以上が女性です。女性たちの立場や思いに寄り添った政策を遂行していくには、女性管理職の数をもっと増やさなくてはなりません。

改めて、道庁内の女性管理職の登用について、その認識をお示してください。

その上で、なぜ女性管理職の登用が少ないのか。

理由の一つに、男性職員の勤続年数が20年であるのに比して、女性の勤続年数は15年と短く、管理職適齢期の女性職員の数自体が少ないことが挙げられます。

では、なぜ女性職員は早く辞めてしまうのか。

道では、その理由を、子育てとの両立ができない、親の介護のため、広域性などと挙げていますが、それは男性職員も同じであり、そもそも出産を理由に退職する女性はどれだけいるのか、ほとんどが仕事に復帰しているように思われます。

また、15年も勤めていた職場を辞めるというのは大変大きな決断であり、その理由を一言で言い表すことができるでしょうか。

15年間、いろいろあって、子育てとの両立をするほどの頑張りが利かなくなり、退職の決断をしたというのが自然であります。その場合、子育てとの両立が理由ではなく、15年間いろいろあった、そのいろいろの中に本当の理由が潜んでいると考えられます。本当の理由を徹底的に調べ、早急に対策に生かすべきと考えます。

道は、今後、女性管理職の登用に向けてどのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

道内企業、教育機関、道庁内の女性活躍推進を阻む理由を調べるように求めてまいりましたが、女性活躍に向けての施策を取りまとめている部門は女性支援室であると承知しております。

女性支援室においても、女性の活躍を阻む理由を調査することを求めるとともに、所管の各部門との横軸を通す役割を果たし、各部が調査した内容を取りまとめ、女性の活躍を阻む本当の理由を探るべきです。

その上で、女性活躍の推進のため、各部横断的な取組を進めていく必要があると考えますが、知事の所見を伺うとともに、今後、女性活躍社会の実現に向けた知事の決意を伺います。

最後に、女性支援室の機能について、もっと強化し、司令塔機能を高め、オール北海道での取

組を進めていただきたいと強く指摘いたしまして、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）大越議員の質問にお答えをいたします。

最初に、東日本大震災についてであります。本日で東日本大震災の発生から10年がたち、改めて、お亡くなりになった皆様に哀悼の意を表しますとともに、今なお大変な御苦勞をされている被災者の方々に、心からお見舞い申し上げます。

私自身、被災された福島県新地町を訪問し、当時の被災状況や復興に関するお話をお伺いし、被災された方々の御努力や多くの皆様のお力添えにより、着実に復興は進んでいるものの、いまだ残されている課題も多く、さらなる取組が必要であることを改めて認識するとともに、この災害を教訓として、改めて、災害に強い北海道づくりに取り組んでいく決意を強くしたところであります。

また、東日本大震災発生以降も、道内外で自然災害が頻発・激甚化していることに加えまして、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震も切迫する中、国土強靱化のさらなる推進は、北海道にとっても喫緊の課題であります。

こうした中、国においては、従来の治水対策に加え、新たに道路ネットワークの機能強化、橋梁やトンネル等の老朽化対策などを対象とする5か年加速化対策を講じたところであります。

私としては、道民の皆様の生命と財産を守るため、こうした対策を最大限に活用し、緊急性の高いハード対策を加速してまいります。

また、関係機関との防災訓練の共同実施や、市町村の防災訓練の支援等にも力を注ぐなど、ハード、ソフトの両面から、本道の強靱化にしっかりと取り組んでまいる考えであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、事業者の皆様への支援金についてであります。昨年の秋からの感染症の再拡大に伴い、道では、時短や外出自粛などの影響を受けた全道の様々な事業者の皆様に幅広く支援が行き届くよう、制度の詳細検討を進めているところでございます。

支援金の支給要件といたしましては、時短対象飲食店と取引のある事業者、または、外出や往來の自粛要請等による影響を受けた事業者の皆様で、昨年11月から今年3月までのいずれかの月の売上げが、前年同月と比べ、50%以上減少した方々を支給対象とする予定であります。

こうした要件が事業者の皆様にとって分かりやすいものとなるよう、具体的な対象事業者の例や申請スキームなどについて、あらかじめお示しすることとしております。

また、今後、道議会での御議論も踏まえ、早急に制度設計を進め、厳しい経営環境に置かれております全道の事業者の皆様にも一日も早く支援が行き届くよう、4月上旬からの申請受付開始を目指してまいります。

次に、コロナ禍における在宅高齢者の方の健康維持などについてであります。感染症の終息が見通せない中では、この感染症が人の移動に伴って拡大をし、どこでも起き得る可能性がある

など、その特性を十分理解の上で、感染リスクを回避しながら、介護予防や健康増進に取り組んでいただくことが重要であります。

このため、道では、感染防止に配慮した介護予防等の優良事例の紹介や、自宅でできる介護予防の啓発パンフレットを作成するなどの取組を行ってきたところでございます。

今後、こうした取組に加えまして、新たに、高齢者同士が、それぞれの自宅で交流し、楽しみながら行うことができる介護予防活動を推進するため、タブレットなどを活用した健康確認や体操などを実施する、高齢者通いの場ICT活用推進モデル事業に取り組むこととしております。

引き続き、感染拡大防止と高齢者の方々の健康維持が両立できるように取り組んでまいります。

次に、離別した親子の交流などについてであります。両親の別居や離婚後も、親権の有無にかかわらず、お互いが子育てに関わることは、その子の成長過程において、経済面のみならず、精神面でも大きな支えとなり得ることから、道では、各振興局の母子・父子自立支援員によるアドバイスや、道内の6か所の母子家庭等就業・自立支援センターにおける弁護士による無料法律相談や講習会などによりまして、面会交流や養育費の取決め方法、家庭裁判所への申立てなどの専門的な相談に応じてきているところでございます。

今後、道としては、国の検討状況も注視しつつ、子どもにとっては離別した親との交流が大切であることの意義、養育費などに関する法律や相談窓口、各種支援制度など、独り親世帯に必要な知識や情報を内容といたしますガイドブックを新たに作成いたしまして、離婚届の窓口であります市町村と連携をし、丁寧な周知に努めるなど、親の事情にかかわらず、その子どもが双方から十分な愛情を受け、健やかに成長することができる環境づくりに努めてまいります。

次に、ほっかいどう応援団会議についてであります。令和元年9月の発足以来、応援団会議の趣旨に賛同した道内外の多くの企業や団体の皆様から、道や市町村が直面する課題に対し、資金面での支援はもとより、感染症の影響を受け、売上げが減少した道産品の消費拡大への応援をいただくなど、官民の連携による様々な取組を着実に積み重ねてきていると認識しております。

今後とも、「エールを北の医療へ！」などのプロジェクトで蓄積いたしましたノウハウを生かしながら、広く共感や賛同を得られる事業を構築いたしますとともに、応援団会議におけるセミナーやポータルサイト、さらには、新年度、新たに実施するオンラインによるマッチングイベントを通じて、企業の皆様に幅広く本道の情報を発信し、支援を求めるなど、官民双方にメリットがある連携の実績を積み上げ、ポストコロナを見据えた活力あふれる北海道の実現に取り組んでまいります。

次に、女性の活躍についてであります。国は、昨年末に策定した新たな男女共同参画基本計画で、2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が官民を通じて30%程度を目指すとしておりますが、道の昨年度の調査では、道内の民間企業における女性管理職等の割合は約12.5%で、国の目標と比べ低く、道としても、その向上が課題であると認識しております。

道では、女性が管理職として企業の意思決定に関わることは、多様な視点や価値観が経営に反

映され、商品開発など企業競争力の強化や、社会的評価の向上につながり、本道経済の活性化にとって重要であるとの基本認識のもと、これまで、道内企業における女性の活躍促進に向け、女性管理職等の割合を評価する企業認定制度の普及や企業表彰などの取組を実施してまいりました。

加えて、来年度からは、ジョブカフェやマザーズ・キャリアカフェにおけるカウンセリングを通じて調査を行うなどして、効果的な取組の実施に向け、就業継続のための職場環境づくりへの課題や、キャリア形成の支障となる要因の的確な把握に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、道における女性職員の登用についてであります。女性職員が十分な職務経験を積み、意欲と能力を生かしながら働き続け、道政の各分野で管理職等として活躍をすることは、多様性と活力を高め、道庁の組織力を向上させるためにも、大変重要であると考えております。

このため、これまで、アンケート調査や意見交換を通じて、女性職員の昇任や能力の発揮のために必要な取組などを把握し、勤務環境の整備や具体的な支援策を講じますとともに、昨年からは、離職の意向を示した職員に対しては、その事由をより詳しく聞き取り、退職の回避に向けた協力や支援などにも努めているところでございます。

道としては、それぞれの所属での職員との定期的な面談など、様々な機会を活用するほか、調査方法を工夫し、昇任等に関する職員の意向を把握するなど、今後とも、職員や所属の意見を丁寧に聞きながら、女性職員がライフステージの変化に柔軟に対応し、やりがいを持って安心して働き続けられる魅力ある職場環境づくりや、着実にキャリアアップできる中長期的な視点に立った人材育成を積極的に進め、女性職員の活躍と管理職への登用をさらに推進してまいります。

最後に、女性活躍社会の推進についてであります。道では、これまで、男女平等参画基本計画に基づき、官民で構成する北の輝く女性応援会議を通じた取組などによりまして、企業や団体等の意識啓発や機運醸成を図りますとともに、女性の社会参画を促進するセミナーやイベントの開催など、女性の活躍を後押しする各般の施策を進めているところでございます。

女性の社会参画を拡大するためには、社会の中で根強く残る性別による固定的な役割分担意識や、女性が個性や能力を発揮しにくい要因など、様々な課題を的確に把握することが必要でございます。

私としては、女性の活躍を推進することは、本道の持続的な成長にとっても大変重要であると考えており、様々な場面で女性の皆様が感じている課題について、イベントなどあらゆる機会を活用し、直接お伺いをするなどしてしっかり把握し、全庁で共有いたしますとともに、庁内での連携はもとより、関係機関・団体の皆様などとも連携をしながら、誰もが性別を意識することなく活躍し、様々な分野で女性がリーダーシップを発揮できる社会の実現を目指して取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 農政部食の安全推進監宮田大君。

○農政部長の安全推進監宮田大君（登壇）道産農産物の輸出についてですが、昨年の道内港からの輸出額は、過去最高の55億円と、前年から4割増え、特にコロナ禍での巣籠もり需要により、ミルクやクリーム、豚肉、鶏卵などの香港やシンガポールへの輸出が伸びたところです。

道では、こうした輸出環境の変化に対応し、輸出事業者や関係機関と連携しながら、家庭食向けの試食商談会や料理教室におけるPRを重点的に行ってきましたほか、輸出に取り組む産地づくりや、相手国の衛生基準に適合した施設の整備など、産地の体制整備も支援しているところがございます。

新たに、来年度からは、道産農産物の消費者向けPR動画の作成をはじめ、ネット通販の活用による販売支援や、香港、台湾及びシンガポールにおける家庭での道産食材を活用したメニューの普及啓発を行うなど、当面、家庭内消費をターゲットとして、食の輸出拡大戦略の目標達成に向けて、積極的に取り組んでまいります。

○議長村田憲俊君 水産林務部長佐藤卓也君。

○水産林務部長佐藤卓也君（登壇）森林火災への対応についてであります。道内では、雪が解け、森林内が乾燥する春の時期に森林火災が多発をすることから、道では、札幌管区气象台や自衛隊、市長会、町村会、林業関係団体などが参画する協議会を毎年2月に開催し、林野火災予防対策実施方針を作成するなど、火災の未然防止と発生に備える体制を構築しているところであります。

こうした中、コロナ禍の下で、感染リスクが低い屋外での森林体験活動などへの関心が高まり、自然公園や森林を利用する方の増加が見込まれておりますことから、道としては、新年度から実施する森林活用型ワーケーションの推進にも資するよう、火災の予防に対する意識を高めていただくためのチラシの配布やポスターの掲示などにより、山菜取りなどで入林する方への普及啓発に取り組むとともに、認められた場所以外では火を使わないといったルールが守られるよう、ホームページでの発信やSNSの効果的な活用、森林利用施設の窓口での注意喚起の徹底、木育活動を通じた意識の醸成に努めるなど、森林火災の未然防止対策の強化を図りながら、森林がより一層活用されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）大越議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本道の子どもの体力・運動能力の状況に関しまして、まず、新体力テスト分析ツールについてであります。令和2年度におきましては、感染症拡大の影響により、例年、国が実施しております児童生徒の体力・運動能力調査が取りやめられましたが、長期にわたる臨時休業などの影響などにより、子どもたちの体力の低下が懸念されたところであります。

このため、道教委では、各学校が地域の感染状況を踏まえ、可能な範囲で児童生徒の体力・運動能力を把握し、子どもたち一人一人の状況に応じた授業改善や体力向上の取組を推進できるよう、体力の状況を簡便に把握できる分析ツールを作成し、配付いたしました。

分析ツールで得られた記録を、任意で提出を依頼したところ、児童生徒数の割合で、小学校につきましては、全学年を平均し21.7%、中学校につきましては24.4%の提出がありました。

次に、分析結果についてであります。このたび、学校から任意で御提供いただきましたデータについては、調査の対象学年や種目が学校により異なりますことから、あくまで傾向を示すものでございますが、毎年度の調査の対象となっている小学校5年生と中学2年生について、昨年度と比較したところ、小学校5年生では大きな変化は見られなかった一方、中学2年生では、男女ともに、20メートルシャトルランや50メートル走でポイントが下がるなど、総じて中学生の体力が低下している状況が見られました。

こうした傾向の要因といたしましては、感染症による学校の臨時休業や外出自粛のほか、学校再開後における部活動の自粛により、運動機会が少なくなったことが影響し、特に全身持久力やスピードなどの低下につながったものと考えております。

こうした状況を踏まえまして、市町村教育委員会、学校、家庭、地域との連携のもと、地域や学校の実情を踏まえた効果的な体力向上の取組を一層推進する必要があると認識しております。

次に、子どもたちの体力向上に向けた取組についてであります。現在、道教委では、児童生徒が楽しみながら気軽に運動に取り組むことができるよう、本道ゆかりのアーティストに作成していただいた楽曲に、道立高等学校のダンス部が振り付けを考案した、オリジナルのリズム運動の動画の制作を進めており、完成後は、体育の授業等、学校での活用はもとより、ユーチューブなど、オンラインによる家庭での視聴を広く呼びかけるほか、子どもたちを対象に動画コンテストを実施するなどして、体力向上に役立ててまいります。

あわせて、感染症対策を踏まえた体育の授業改善に向けて、小学校の体育エキスパート教員や体育専科教員等の協力による、安全で効果的な実践事例集を今年度中に作成するなどいたしまして、コロナ禍にあっても、子どもたちの体力と健康をしっかりと伸ばし、成長を支える学校づくりに取り組んでまいります。

次に、学校における教育活動についてであります。新型コロナウイルス感染症の長期的な対応が求められる中、道教委では、学校における衛生管理マニュアルの徹底はもとより、感染リスクを低減する安全な活動事例に関する情報提供や、臨時休業を行った学校のリモート学習を支援するなど、児童生徒の健康と学びを守る様々な対策を進めてまいりました。

今後は、小中学校で整備される1人1台端末を生かし、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や、オンラインと対面での学習の最適な組合せなどにより、学びの質を高めながら教育活動の継続に努めるとともに、学校行事や校内外の活動シーンに応じたきめ細かな安全確保を指導助言するなどして、コロナ禍にあっても、子どもたちが有意義な学校生活を送れるよう取り組んでまいります。

次に、地域創生を担う人材の育成についてであります。技術革新やグローバル化の進展など、社会が加速度的に変化する現在におきまして、地域の持続的な成長を支え、地域創生を実現するためには、産学官が一体となり、産業の発展を担う最先端の産業人材を育成していくことが

必要であります。

このため、道教委では、全道各地の専門高校において、農業、工業などの異なる分野間で連携する職業教育の推進や、高校生が主体的に、人口減少や産業・観光振興など、地域課題の解決に向けた探求的な学習に取り組み、それぞれの地域の教育資源等を生かした特色ある実践研究に取り組んでおります。

今後は、ウイズコロナ・ポストコロナ社会や、デジタルトランスフォーメーションにも対応できるよう、高性能ICT端末等を含む、最先端のデジタル化に対応する産業教育装置を備えたスマート専門高校の実現を目指すほか、産業界などと連携し、高校にその分野の専門家をCEOとして招聘する、国のマイスター・ハイスクール事業を活用し、絶えず革新し続ける最先端の職業人材育成システムを構築することとしており、こうしたソフト、ハードの両面にわたる職業教育の一層の充実を図りながら、地域の産業界を牽引する職業人材の育成に努めてまいります。

最後に、学校における女性活躍についてであります。男女平等参画の大切さを指導していく教育現場におきまして、女性が、管理職として男性とともに学校経営に参画していくことは、多様な意見や考え方を教育活動に反映できるなど、大変意義のあるものと考えております。

昨年7月、女性教職員を対象として実施したアンケート調査では、管理職になると仕事と家庭の両立が困難、広域異動になるといった、家事や子育ての負担が大きいといった課題が明らかになっており、多忙な勤務状況や広域異動の影響が大きいものと考えております。

こうしたことを踏まえまして、道教委では、今後、女性教職員活躍事例集の作成などを通じ、教頭職をはじめとした管理職としてのやりがいを啓発するとともに、きめ細かな人事配置にも努めるなどして、安心して職務に専念できる職場環境づくりを進めてまいります。

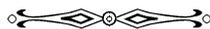
さらに、女性教職員が先輩職員と気軽に相談できる体制を整えるとともに、管理職を希望しない根本的な要因や、他都府県の状況、固定的な性的役割分担意識のギャップなどにつきましてさらなる分析を行い、意欲と能力ある女性教職員が管理職として活躍できる環境の整備に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 大越農子君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩



午前10時51分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

中川浩利君。

○34番中川浩利君（登壇・拍手）（発言する者あり）民主・道民連合の中川です。

通告に従って、以下、伺ってまいります。

先ほども皆様と黙禱をささげさせていただきましたが、本日は、犠牲者1万5900人、行方不明者2525人など、甚大な被害となった東日本大震災から10年目となります。

多くは申しませんが、この節目の機会に、震災を振り返りながら、まず、数点伺いたいと思います。

最初は、コロナ禍での災害ボランティア活動についてです。

資料によると、東日本大震災では、196か所の災害ボランティアセンターが設置され、延べ550万人が活動するなど、大きな力を発揮しました。

胆振東部地震の際は延べ1万2000人の方々が、また、日常的にも、私や村木先生の居住地である岩見沢市では、豪雪に対応した雪かきや雪下ろしを行うなど、ボランティアは、大災害からの復旧、復興のみならず、日常的に自助と公助の隙間を埋めてくれる、本当に欠かせない存在であります。

それだけに、現在のコロナ禍における災害ボランティアの活動については、しっかりとした整理が必要だと考えております。

コロナ禍におけるボランティア活動への参加基準の目安は、北海道社会福祉協議会の北海道災害ボランティアセンターが設けており、例えば、新型コロナ対策における道の警戒ステージ3ならば被災振興局管内の方に限る、ステージ4では近隣市町村の方に限る、ステージ5では被災市町村内の方に限るとしておりました。一方で、被災地の意向や状況によっては柔軟に対応することもされております。

私は、こうした道社協の目安には一定の合理性を認めつつも、例えば、柔軟な対応との部分や、全道的な警戒ステージと局地的な被災との整合などに曖昧な点を残すことで、被災地と志願者の双方に混乱が生じることを懸念しております。

そこで、コロナ禍において、災害により被災した方の支援ニーズに対し、災害ボランティア活動を円滑に進めていくために、道としてどのように対応していくのか、知事の所見を伺います。

次に、人口の多い札幌市や中核市などと同じ振興局内、あるいは、その近隣にある市町村であれば、万が一の被災時に、先ほどの目安でも多くのボランティアの皆さんを期待できるかもしれませんが、人口規模の小さい振興局内では、その力を頼れない厳しい状況を覚悟しなければなりません。

そこで、特効薬とはならず、地道な取組とはなりますが、今からできることとして、平時のうちに、災害時に備えたボランティアの裾野の拡大を図ることが重要だと考えます。

様々なボランティア全体についての内閣府のアンケート調査では、活動に参加したことがある人は2割でしたが、関心を持っている人は6割に達しておりました。このギャップである4割を含めた伸び代に、俄然、期待をすべきであります。

一方で、総務省の社会生活基本調査によります都道府県別のボランティアの行動者率は、滋賀県がトップの33.9%であるのに対して、本道は下から4番目の22.6%となっておりまして、道民全体のボランティア活動への熱意は、柔らかく言えば、いまだ醸成中ということでありまして、

災害ボランティアも同様ではないかと思われま

す。もとより、ボランティアは自発的な意思に基づき行われる活動であって、他都府県との単純比較はなじまないとも考えますけれども、それは別にして、複合的な取組により、本道における災害時に備えたボランティアの裾野、共助の輪を一層広げていただきたいと考えますが、道の見解及び今後の取組を伺います。

次に、災害廃棄物処理計画について伺います。

東日本大震災では、津波堆積物も含めて、約3100万トンもの災害廃棄物が発生をし、処理には、福島県を除いた分だけでも3年を要しています。

非常災害に伴う廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じさせる可能性があるため、円滑かつ迅速に処理されなければならない、各自治体は、それぞれ災害廃棄物処理計画を策定することとされていますが、道内の市町村における計画策定は大変遅れているというふうに伺っております。

全国と比べ、道内の市町村の策定状況がどのようになっているのか、確認をするとともに、人的資源の不足が言われる市町村の計画策定を、一層支援すると繰り返し答えてきた道として、現状をどのように評価し、さらなる対応をどう行っていくのか、伺います。

次に、観光列車として利用可能な車両の購入によるJR北海道への支援について、同僚議員からの質問がありましたが、私も伺わせていただきます。

私が、この支援策を新聞で知ったとき、まず疑問に思ったことは、なぜ今のコロナ禍のタイミングで、観光列車をイメージした支援なのかということです。

現時点で、どうぞ観光に来てくださいと言える状況にはなく、変異株の蔓延も注視される折でもあり、また、こうした状況は昨年から想定できたはずで

す。観光列車の運行は、平時にはすばらしい取組かもしれませんが、これを悩ましい時期にお客を絞って運行するなど、中途半端にスタートをさせて、さらなる赤字負担を生むようなことになってしまえば、本末転倒です。

何より懸念することは、今回、黄色線区の支援として、道は、観光列車での支援を実施したものの、収益が上向くことがなかったという結論を先取りされることです。

先ほど申しましたとおり、今のタイミングでは、観光列車により、収益を上げることが困難と思われる中で、結果、黄色線区の収益が伸びなかった、やはり黄色線区の維持は困難であるという帰結への流れがつくられることを心配しております。

これは私の心配し過ぎ、あるいは、妄想の類いかもかもしれませんが、観光列車の運行によるJR北海道への支援の成否が、黄色線区の存廃の議論に影響を及ぼさないのか、念のため、知事に確認をしておきたいと思っておりますし、そういう判断をした以上、観光列車を大成功に導くために、道として、JRや沿線自治体の取組をどう支援していくのか、伺います。

次に、新型コロナ対策のワクチンについて、様々な課題を乗り越えて、16歳以上の希望する方が、お住まいの地域で確実に接種できる体制整備に尽力をしていただきたいと、まずは申し述べ

させていただいて、その上で、未接種者への対応について伺います。

国民のワクチンに対する印象は、都度、変遷をしていくと思いますが、現に、今回のワクチンは歴史が浅く、副反応等への不安から、接種を行いたくない、希望しないという方が一定数いらっしゃるの仕方のないことでもあります。

道には、リスクとベネフィット等、道民理解に必要な情報を丁寧に発信していくことを心がけていただくとして、ここで考えておきたいことは、例えば、医療従事者、救急隊員、介護士など、積極的に接種したほうがよいのではないかとされる職に就く皆さんの接種自体をどう考えるかです。

もちろん、嫌なものを強制的に打つとはならないことは、国会答弁などでも明確に言われておりますが、こうあるべき論や、いわゆる同調圧力の高まりなどにより、さきの職種の皆さんや、それをも超えて、例えば、公務員の方々や、民間でも窓口業務の方々などが接種を義務づけられる、または、未接種を理由とする不当労働行為が今後大きな問題になるのではないかと懸念するものです。

医療の選択は自己決定権の一つであると思えますし、また、基礎疾患を抱え、したくとも接種できない方もおられる中で、労働者に対する不利益的取扱い、具体で言いますと、雇い止め、未接種を理由とする異動、あるいは、採用の条件にする等々、この発生をどのように未然に防ごうとするのか、道の見解と対策について伺います。

次に、子どもの通う施設における感染症対策について伺います。

今般のワクチン接種が16歳以上であることからすると、今後は、免疫を獲得しづらい15歳以下に対する感染予防策が相対的に重要になると考えます。特に、変異株は、子どもへの感染力がこれまでより高いとも言われておりますので、なおさらであります。

日常的な対策として、アルコール消毒や小まめな手洗いが勧奨され、子どもたちが集団で過ごす学校や各園などでも指導が徹底されてはいますが、肝心の手洗い場が旧来型のハンドル水栓で、特に長い本道の厳冬期に、出てくるのがきんきんに冷えた水であれば、文科省のマニュアルどおり、手洗いに30秒程度かけさせることは、修行ならいざ知らず、小さな子どもたちの手には大変酷なことであります。

皆さんが御存じの、学校のトイレ研究会が実施をした2019年度全国自治体アンケート調査によると、新築または改修後5年未満の学校では、非接触型の自動水栓が60%以上と半数以上ですが、大多数を占める築または改修5年以上の学校では、僅か17%にとどまっており、また、温水設備に至っては、さきの新築、改修から5年未満の学校ですら、設置は12%との結果であります。

調査では、冬場の手洗いでお湯が出たらどう思うかとの問いも行っておりまして、子どもたちは、しっかりと洗う時間が取れる、気持ちよく洗えると、当然にして好意的に受け止めていますが、特に感染症が流行する冬期の北海道における園児、児童生徒の感染予防に資する手洗い場等の衛生環境整備について、知事及び教育長の見解と今後の取組を伺います。

次に、本当に細かい話で恐縮ですが、時に、人は、他人にはどうでもよいようなことにこだわったりしますが、私が最近、何かもやっとすることに、道の対策でも使用されている黙食という表現があります。

飲食の際の感染防止策として、例えば、勤務日のランチなど、食事のみを主目的とした場合に、黙って食べることは推奨されるべきですが、夜のコミュニケーションを目的とする飲食の際などに、マスクを含め、対策を打ちながら静かに会話を楽しむことまでがNGとされないのであれば、誤解を招かないように、黙食と、「静かに食べる」と書いて、例えば「静食」、あるいは「マスク会話で」と使い分けるとか、並記するとかしたほうが、要請の実際と言葉の印象が合致をし、お店も利用者も余計なストレスを感じずに済みます。

一見細かいことですが、飲食店の営業形態によっては、自粛警察の皆さんの出勤なども含めて、経営に関わる大きな問題だと思っています。道の見解を伺います。

次に、米の需給と米価への影響について伺います。

今年の出来秋を受け、米の需給が大変に心配な状況になっています。

国では、6万7000町歩という、これまでに経験のない広大な面積の米からの転換が求められることとなり、道においても、その一端を引き受け、主食用米は1521ヘクタールの縮減とされていますが、まず、この進捗状況を伺うとともに、あわせて、全国の転作状況がどのようになっているのか、伺います。

また、道内の生産者は、国や道の政策に従い、これまでも適正生産に向けて御努力をいただいておりますが、全国的に見れば、確信犯とも言うべき生産者もいて、なかなか実効ある政策とはなっておりません。

言わば、道内の生産者の身を切る努力によって価格が守られ、一部の非協力的な生産者にも裨益する結果となっております。

道が農業者に寄り添い、この不公平を是正すべく、国に要請していくことは当然ですが、だからといって、仮に米価等が下落する事態などがあつたときに、道が、協力しない生産者が悪い、遵守していない生産者が悪いと、声高らかに指摘したところで、真面目に努力する道内の生産者を守ることはできません。

今や、国の農政が、米を自由に作れることを前提としてしまっている以上、道としても、この不公平による結果を農業者のみに負担させるのは問題ではないのでしょうか。

国に対し、実効性のある政策の実現を求めた上で、とはいえ、それが実現できなかった場合の責任は道も負うべきであり、負担を道も分かち合うという意味で、農業者に支援をしていくことが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

令和2年産の米価は、JAの皆さんの頑張りがあって、ぎりぎり維持されているように見えます。

また、豊作であったこともあり、米価が何とか支えられていることで、経営的には税をしっかりと納められる範囲となったことは大変に喜ばしいところであります。

ここまでであればまずまずなのですが、問題はここからであって、新型コロナウイルスによる  
外食需要の減少などにより、多くの作物の在庫が積み上がり、物が動かない状況が継続すること  
に懸念を感じざるを得ません。

コロナ禍における令和2年の農業経営も注目されましたが、本当の意味で課題が顕在化するの  
が今年、令和3年産以降だと心配しておりまして、まずは、食べていただくための需要喚起、援  
助も含め、海外に向けて出していくなど、本当に様々な手法を駆使して、出来秋までに、積み上  
がる在庫を減らす努力を道も率先して行うべきだと考えますが、道の認識及び今後の取組につ  
いて伺います。

次に、不妊治療休暇制度について伺います。

本定例会の冒頭先議で、特定不妊治療費助成事業について伺った際、知事は、仕事と治療の両  
立に向けた支援など、安心して治療に臨める環境整備をさらに進める必要性があるとの答弁でし  
た。

ぜひ、その方向でお願いしたいのですが、有言実行の第1弾として、まずは足元の道職員に対  
する不妊治療休暇を創設してはいかがでしょうか。

国全体の現状ですが、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、およそ6組に1組に当  
たる18%のカップルが不妊の検査や治療を経験しており、体外受精の実施件数は年々増加、2018  
年は全国で45万件を超え、過去最高となっております。

こういった中で、国も、例えば、治療1回当たりの助成額の引上げや、令和4年度からの保険  
適用の拡大などに加え、仕事との両立を支援するための対策として、治療のための休暇を導入す  
る企業を増やすとしておりますし、他の府県庁に目を移しても、多少の差はあれど、おおむね6  
日程度の不妊治療のための休暇を設けるところも増えています。

不妊治療への支援を民間、道内へあまねく普及をさせる、その推進組織として、道庁が、まず  
はお手本として不妊治療休暇を制度化すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、教職員の負担軽減策について、教育長に伺います。

これまで多く議論されておりますが、道内では、教職員の欠員が常態化しておりまして、ま  
た、小学校教員の採用試験の競争率が過去最低になったとか、さらに、2021年度から小学校の35  
人以下学級が始まるなどとなりますと、いかに欠員を生じさせることなく、かつ質の高い教員を  
確保していくかが本道教育にとっての切迫する課題と言えます。

萩生田文科大臣は、学校は大変な職場というイメージを払拭し、教師が子どもの憧れの職業と  
なるよう大胆な検討を進めたいと述べておりますが、不肖、かつてちょっとだけ学校現場にいた  
私なりに、教職員の負担軽減に資することで、やろうと思えばすぐにでもやれそうなことを、3  
点に限って御提案させていただきたいと思えます。

まず一つ目は、各学校に、標準授業時数を大幅に上回る授業を計画させないことです。

教育課程の編成は、各学校の権限とはいえ、例えば、小5の標準時数は1015のところ、それを  
何十時間も、または3桁を超えて上乘せして計画するような、文科省局長通知の趣旨にそぐわな

い計画を立てる学校は、働き方改革に対して後ろ向き、ブラック校と評価すべきです。

その上で、教育課程の編成に当たっては、直近3か年から5か年程度の当該校の臨時休校の実態と照らして妥当なものとして、また、道教委はそれを点検するなどし、特段の地域事情が認められない限りにおいては、余剰時数を過剰に確保することに制限をかける必要があると考えます。教育長の見解を伺います。

二つ目は、教職員の研修の精選です。

法定のものや、さにあらずとも必要な研修は当然にあります。しかし一方で、児童生徒との関わりを減らしてまで行う必要性を感じない研修もあるとの話を聞きます。

道教委には、例えば、子どもの命に関わるような必須とも言える研修の充実を図る一方で、いわゆる不要不急とおぼしき研修は、今、教職員の多忙化が解消されない中にあるからには、大胆に廃止をするなどして、子どもたちの前から教員が離脱する場面を可能な限り減少させるよう取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか、教育長の見解を伺います。

三つ目、最後です。教員の免許更新制度の見直しです。

少し説明をいたしますと、教員の免許更新制度は、平成21年度に、現職教職員の資質向上を目的として導入されました。

更新は10年ごとで、大学や文科省が指定した教育機関などで30時間以上もの講習を受講、修了する必要があるのですが、これが教員にとって大きな負担となっております。

そもそも、資質向上が目的なら研修で行えばよいだけのことで、他の職種、例えば、法を扱う弁護士も、命を扱う医者であっても、免許更新の必要性がないこの国にあって、どうしても教員に必要だとする根拠が判然としません。

そこで、当該制度に対する道教委の見解を伺うとともに、今後の対応について、教育長の見解を伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）中川議員の質問にお答えいたします。

最初に、災害ボランティアについてであります。災害発生時において、円滑な災害ボランティア活動を行うためには、平時から、災害ボランティアセンターで対応する活動の内容や、その順番等を検討しておくことが重要であると認識しています。

こうした中、北海道社会福祉協議会では、感染症の終息が見通せない現状において、道の警戒ステージの内容を参考としながら、被災者の方々はもとより、ボランティアの方々の感染リスクを低減しつつ、支援活動が円滑に行われるよう、ボランティアセンターの設置や運営の際の指針を策定したところであります。

今後とも、道社協との緊密な連携の上、この指針がより円滑かつ実効性のあるものとなるよう、適宜、見直しの助言を行うほか、発災時には、感染リスクの低減に向け、振興局による地域の感染状況などに基づき、ボランティアセンターが適切な活動を行うことができるよう、リスク

管理や必要な支援を行うなどして、ボランティアの方々が、災害時にその持てる力を存分に発揮し、効果的に活動できるよう、地域とともに環境を整えてまいります。

次に、災害ボランティアへの意識醸成等についてであります。道としては、被災地域の復旧には、自助や公助はもとより、共助の一つとして、きめ細かな支援を担う災害ボランティアの方々の活躍が大変重要なものと認識しております。

このため、道では、道社協と緊密に連携協働しながら、市町村社会福祉協議会など、関係団体の皆様と平時からボランティア活動事例を共有いたしますとともに、教育や福祉関係者の方々による研修や講習会等を活用し、ボランティア意識の醸成やスキルの向上など、活動の基礎となる体制を整えるほか、その活動をコーディネートする人材の育成や、関係機関などによる地域連携体制の構築を進めてきたところであります。

今後とも、このような取組を通じ、災害時に支援が必要な方々のニーズに即した対応が地域で迅速かつ円滑に展開されるよう、市町村や関係団体の皆様とも連携協働しながら、一人でも多くの道民の方々に、災害時におけるボランティアの重要性について考えていただけるよう努めてまいります。

次に、鉄道の利用促進などについてであります。北海道高速鉄道開発による車両取得に対する支援については、地域の皆様の生活路線における快適性向上を図ることに加え、感染症の終息を見据え、魅力的な周遊ルートの創出や、自治体などと連携したイベント列車の運行など、鉄道の利用をさらに拡大する取組を戦略的に推進することを目的として実施するものであります。

J R北海道に対する国の監督命令においては、J R北海道の第2期集中改革期間の最終年度である令和5年度に総括的な検証を行うとされておりまして、各線区の第2期アクションプランで設定される線区別収支などの基本指標の目標達成が重視されることから、道としては、J R北海道や地域関係者の皆様との連携を一層強固なものとし、鉄道活性化協議会による取組と、沿線自治体など地域関係者による利用促進策とを相互に連携させた様々な取組を展開することによりまして、着実に成果を積み重ねながら、本道の持続的な鉄道網の確立に向け、取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関し、まず、ワクチン未接種の労働者の方々への対応についてであります。ワクチンについては、予防接種法の一部を改正する法律案の国会での審議で、接種していない者に対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益な取扱い等は、決して許されるものではないことを広報等により周知徹底することとする附帯決議がなされております。

道としても、予防接種を受けないことで不利益な取扱いが行われることは、あってはならないと考えています。

こうした考えから、道では、ホームページや新北海道スタイル推進協議会をはじめ、経済・業界団体、医療・福祉団体などを通じ、附帯決議の趣旨を事業者の方々に広く周知してまいります。

また、労働相談ホットラインにおいて丁寧に対応し、必要に応じ、労働基準監督機関を含めた各般の窓口を紹介するなど、接種を受けていない労働者が、解雇や嫌がらせなどの差別的な取扱いを受けることがないように、取り組んでまいる考えであります。

次に、保育所等における感染症対策についてであります。保育所などでは、乳幼児が一人で手洗いなどがきちんとできるように、毎日の生活を通じ、保育士の方々が、年齢や発達過程に応じて、丁寧かつ繰り返し伝えながら、介助や指導をしていただいております。

特に、感染症の終息が見通せない現状にあっては、小まめな手洗いやアルコール消毒など、平時から入念な衛生管理にも努めていただいているところではありますが、蛇口への接触が不要な自動水栓や温水設備などの施設環境を整えることも有効であると考えているところでもあります。

道では、こうした現場を支援するため、消毒用アルコールなどの衛生資材の購入費用や自動水栓への切替えなどに必要な経費を助成いたしますとともに、正しい手洗い方法などの動画を作成、配信してきたところでもあります。

今後は、こうした取組に加えまして、運営指導の場や施設の増改築に係る補助申請などの相談があった際には、自動水栓や温水設備の導入を働きかけるなどして、保育現場における感染予防対策の一層の支援に努めてまいります。

次に、稲作農家の方々への支援についてであります。米の需給の安定化を図るためには、全国の各産地における需要に応じた米生産の取組が重要と考えておりまして、道では、各都道府県における取組の強化を国に働きかけているところでもあります。

また、北海道米の需給と価格の安定に向け、道内産地の作付意向を随時把握し、水田活用の直接支払交付金など、国の施策の積極的な活用による需要に応じた米の生産を呼びかけますとともに、仮に米価が大きく下落した場合には、経営所得安定対策や収入保険などの活用が重要となることから、国に対し、必要な予算の確保を求めているところでございます。

さらに、北海道米のブランド力の強化や輸出の拡大、省力化技術の普及や品種の開発、水田の大区画化や排水対策などを総合的に展開し、今後とも、稲作経営の安定に努めてまいる考えであります。

最後に、北海道米の消費拡大についてであります。米の需給が全国的に緩和する中、北海道米の在庫についても、昨年と比べ、増加をしております。その解消のためには、積極的に消費を拡大していくことが必要であります。

このため、道では、道内のスーパー等と協力をした店頭でのプロモーションに加えまして、新たに、外食業者の方々への北海道米の取引拡大に向けた取組を展開してまいります。

また、農業団体の皆様と一体となって、御飯食の普及啓発や、国の販売拡大事業の活用、関係団体の皆様と連携をした御飯増量キャンペーンやネット販売の促進、海外の巣籠もり需要を踏まえた輸出拡大などに取り組みますほか、私自身も、SNSなどを通じて北海道米をPRしてきたところでございまして、今後とも、生産者の皆様が希望を持って米生産に取り組めるよう、国内外での一層の消費拡大に向けた活動を展開してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 環境生活部長築地原康志君。

○環境生活部長築地原康志君（登壇）市町村の災害廃棄物処理計画の策定についてでございますが、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理などに関する基本方針では、市町村の役割として、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定することとされておりますが、現在、道内の市町村の策定率は約14%にとどまっており、全国の52%に比べ、極めて低く、市町村における計画策定の推進が喫緊の課題と認識をいたしております。

このため、道では、これまで、国とも連携をし、計画策定に必要となる廃棄物の種類、量に応じた仮置き場の確保や処理体制などの検討を行うモデル事業を道内各地で実施しており、昨年度までの3年間に延べ40市町村に対して支援を行い、今年度は延べ75市町村を対象として取組を推進いたしております。

道では、北海道国土強靱化計画におきまして、令和7年度末までに、市町村の災害廃棄物処理計画の策定率を60%とする目標を掲げており、引き続き、道内各地でモデル事業を実施いたしますとともに、実施済み市町村へのきめ細かいフォローアップを行うほか、市町村職員を対象とした研修会の開催による人材育成など、計画策定に向けた支援に努め、非常災害発生時において、災害廃棄物が迅速かつ適正に処理されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総合政策部長倉本博史君。

○総合政策部長倉本博史君（登壇）新型コロナウイルス感染症に関し、黙食についてでございますけれども、道といたしましては、感染リスクが高いとされる飲食の場面において、基本的な感染防止行動の定着を図るため、簡潔なキーワードのもとで、一丸となって対策に取り組む観点から、事業者の皆様の間での取組例も参考といたしまして、新たに黙食の実践を掲げ、会食は4人以内など、少人数、短時間とすることに加え、深酒をせず、大声を出さず、会話のときはマスクを着用することを道民の皆様呼びかけることといたしたところでございます。

今後、道民の皆様に対しまして、こうした黙食の目的や内容について御理解いただけるよう、分かりやすい情報発信に努めるとともに、事業者の皆様に対しましても、利用者への呼びかけの協力をお願いするなど、行動変容の定着に向けた普及啓発を積極的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 農政部長小田原輝和君。

○農政部長小田原輝和君（登壇）今年の主食用米の生産についてであります。道では、昨年12月に、農業団体や集荷業者、道などで構成します北海道農業再生協議会水田部会において設定された、令和3年産米の生産の目安を基本に、オール北海道で需要に応じた多様な米生産に取り組んでいるところであります。

一方、農林水産大臣から、全国で最大規模の作付転換が必要との談話が公表され、道内におけ

る適切な作付を誘導するため、本年2月、水田部会が道内産地の意向を調査したところ、主食用米の作付意向面積は、3年産目安に比べ、1043ヘクタール減の9万4838ヘクタールの見込みとなっており、道内において需要に応じた米生産の意識が浸透しつつあるものと考えております。

また、国が2月26日に公表した、1月末現在の都道府県別の主食用米作付意向では、作付が増加傾向にある県はゼロ、本道を含めた28都道府県が前年並み、19県が減少傾向となっております。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総務部長兼北方領土対策本部長平野正明君。

○総務部長兼北方領土対策本部長平野正明君（登壇）道職員の病気休暇制度についてでございますが、休暇制度は、原則、国の取扱いに準拠している中、不妊治療につきましては、国では、不妊の原因が疾病に起因する場合のみを病気休暇の対象としておりますが、道におきましては、不妊治療と仕事の両立などといった観点から、疾病によらない不妊と診断された場合であっても、治療のための検査や処置などを受けるときは、病気休暇を取得できることとしているところでございます。

道といたしましては、不妊治療への対応も含め、職員の休暇制度につきましては、今後とも、国の動向や社会情勢などを踏まえ、適切に対応していくとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、休暇を取得しやすい意識の醸成や、テレワークによる柔軟で弾力的な働き方を進めながら、職員が仕事をしながらも安心して治療を受けることができる職場環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）中川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関しまして、学校施設などにおける感染症対策についてでございますが、手洗いは、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策の基本の一つであり、児童生徒が手で触れる手洗い場などの蛇口を清潔に保つことのほか、手洗いをしやすい施設設備につきましても、様々な配慮が必要と考えます。

道教委では、これまで、道立学校におきまして、新築、改築等の機会に自動水栓や温水設備の導入を図ってきたところであり、同様の取組が進められている市町村もあると承知しております。

道教委といたしましては、各種研修会や会議の場で、手洗いや清掃など、毎日行う効果的な感染予防対策を周知することに加え、道内の市町村の取組状況を把握の上、先進的な改修事例とその活用効果を広く紹介することなどを通して、衛生環境を保つ施設設備の改善に向けた取組をさらに進めてまいります。

次に、教職員の負担軽減策に関しまして、教育課程の編成についてでございますが、道教委では、これまでも、児童生徒の負担や学校における働き方改革に十分留意し、標準授業時数を大き

く上回って教育課程を編成することのないよう、指導してきております。

今後も、各学校が、新型コロナウイルス感染症による臨時休業後にカリキュラムマネジメントを効果的に進め、教育活動や時間の配分を再検討した経験を生かし、適切な授業時数を設定するとともに、ICTも有効に活用しながら、児童生徒に学習指導要領の内容が確実に身につく工夫を講じるなど、教育局の義務教育指導監等による、実情に応じたきめ細やかな指導助言に努めてまいります。

次に、教職員の研修についてであります。新学習指導要領の実施や1人1台端末の実現など、学校における学びの在り方が大きく転換する中、教職員には、キャリアステージに応じた実践的指導力や専門性の一層の向上が求められております。

一方で、学校における働き方改革の観点から、教員の負担軽減は喫緊の課題であり、道教委では、昨年度から、研修の統合や隔年実施、オンデマンドの活用による集合研修の縮減等により、研修事業全体で約1割程度の効率化を図ってまいりました。

また、次年度に向けましては、感染症が拡大する中での教育活動の継続や、より効果的なICTの活用、働き方改革への理解促進等を重点的に進めるとともに、令和2年度の計画から、研修の講座数は2割程度の減、集合日数は5割程度の減となるよう、内容の精選やオンライン研修の拡大などを行い、教職員が心身にゆとりを持って、必要な資質能力を伸ばせるよう取り組んでまいります。

最後に、教員免許の更新制についてであります。現行の制度は、中教審答申を受け、教員として必要な資質能力を担保する制度として再構築され、平成21年度から導入されました。

最新の知識や技能を習得する上で効果があるとされている一方、更新に必要な講習時間は30時間となっていることなど、その時間の確保自体が教員の負担になっているといった課題も指摘されているところもあり、現在、国において、教員免許更新制や研修制度に関する包括的な検証が進められていると承知しております。

道教委といたしましては、教員に過度の負担をかけることなく、教員免許更新制が、教員の資質能力の向上が図られるよう検討されることが必要と考えており、今後、国の動向を注視するとともに、学校現場から意見を伺うほか、講習開設者である大学等とも連携しながら、制度の効果や課題の把握に努め、道教委としての考え方をまとめてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 中川浩利君。

○34番中川浩利君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事及び教育長などから御答弁がありました内容につきまして、指摘、指摘、再質、再質、再質、指摘の順で、時に伺ってまいります。

まず、コロナ禍での災害ボランティア活動を円滑に進めることに関して、知事から、北海道社会福祉協議会——道社協の指針が円滑かつ実効性のあるものとなるよう、適宜、見直しの助言をする旨の答弁がございました。

適宜とは、状況に応じてとの意味でありますので、現段階では見直しの必要はないよとも聞こえますし、また、何より、これは道社協の話だよと、一步引いた感じにも聞こえ、少し心配になりました。これは単なる感想であります。

さて、災害廃棄物処理計画の策定状況も同様であります。それぞれ答弁を伺って思うことは、いつ何どき発生するか分からない震災、今日、明日の発生も否定できない震災への備えとしては、まだまだ準備が不足しているということです。

これは、今回伺ったことでの、保健福祉部、環境生活部や、あるいは、危機対策局などの特定のセクションに限らないことだと推察いたしますので、この震災10年目のタイミングで、一旦、道庁全体で点検をし、その結果を道民に分かりやすく見える化するなど、災害への備えの取組を一層加速化させますよう、まずは指摘いたします。

次に、観光列車による支援の成否が及ぼす黄色線区の存廃議論への影響について伺ったことに関して、直接的に影響を及ぼすものではないものの、令和5年度に行われる総括的な検証には関わってくるといふことであれば、何としても答弁どおりの着実な成果を積み上げていただくよりほかはないのであります。道も車両を提供して終わりではなくて、この3年間でしっかりと収益が上がるように、アイデアなどの提供も含め、多面的に支えていく、また、コロナ禍による赤字等の不如意をJR北海道や地元の取組の責に落とし込まないなど、相応の覚悟を持って取り組んでいかれるよう促して、指摘いたします。

次に、改めて、細かい上にしつこくて申し訳ないのですが、黙食について再質問いたします。

振り返れば、これまでの約1年間に及ぶコロナ対策において、有識者の皆さんなどから、道民への要請が分かりにくいし、そのことで効果が限定的になるとの指摘があったかと思えます。

私は、この黙食も同様に思っておりまして、言葉のインパクトにより、厳しい注意喚起、行動変容を狙うにしても、黙るの「黙」の漢字は、自己主張が強過ぎて、黙食、イコール、飲食店では一切話をしてはいけないと、勘違いであるにせよ、ある種の強迫観念を持ってしまったり、例えば、スナックやバーは論外とされるとか、居酒屋などへの利用も消極的になるなどの、言うなれば副反応が生じることを恐れます。

そして、先ほど、農政部マターで、農産物の在庫について伺った際、知事は、積極的に消費を拡大していくことが必要と答弁しておりましたが、消費拡大に占める外食の役割が極めて大きいことを考慮しますと、本当に、黙食のワンフレーズ、これを強調して進めていくという今の要請がベストなのか、真剣に考えていただきたいというふうに思います。

要請の言葉に何を選ぶか、その選ばれた言葉の先に、道民一人一人の泣き笑いがあるということ、知事も含め、ここにおられる指導的立場の道職員の皆さん全員に、改めて思いをはせていただきたいというふうに思います。

話を戻しますけれども、私は何も難易度の高い話をしていくわけではなくて、聞けば、国も、黙食とは言わず、マスク会食をとの呼びかけをしておりますし、考え方としては、バージョンアップをするだけだとも言えます。

そこで、繰り返しになりますけれども、黙食との、このインパクト狙いの表現のみを採用する今の要請を、黙食と静食を併用するなど、より求めの実態に合った納得性の高い要請に改める、もとい、バージョンアップする気はないのか、知事に再度伺います。

次に、道職員に対する不妊治療休暇制度の創設について伺ったところ、総務部長より、社会情勢などを踏まえ、適切に対応すると答弁がありました。今般、国において、不妊治療の保険適用など、制度を拡充するとしたことなども鑑みれば、まさに今、不妊治療と仕事の両立に関して、社会的機運の醸成が推進されているのであって、こうした情勢に合わせて、道内での不妊治療に関する機運の向上や制度の普及といった観点からも、道がまず不妊治療休暇を創設することが重要だと考えます。

いきなりの制度創設が難しいにしても、百歩譲って、既に制度を導入している他県の状況や、職員の意見なども聞くなどしながら、不妊治療休暇の創設に向けて検討を行うべきと考えますが、改めて知事の見解を伺います。

次に、教職員の負担軽減策のうち、標準授業時数を大きく上回る余剰時数について、教育長からの答弁がありました。問題は、これまでも道教委が繰り返し指導してきたにもかかわらず、今もそうした学校がなくなるということにあります。

指導助言の効きはどうか、いま一度考えねばならないと思いますし、この状況について、教育長は、不本意または遺憾であるとか、ストレートに「いかん」とか思わないのか、認識を改めて確認したいと思います。

そして、いわゆる適切とされる授業時数について、事実上、今、青天井で設定可能な状態であるところ、どこかで制限をかけるとすれば、やはり、その役割は道教委が担うべきであり、主体的に考え方を示すべきではないのでしょうか。

義務教育指導監による指導助言に努めるとされましたが、適切さについて考え方が整理されない限りにおいては、指導助言もままならないと普通に思いますけれども、見解を伺います。

最後に、教員の免許更新制度の見直しに関して、答弁のとおり、国の動向を注視するということもありますが、順番としては、今後、国で進められる免許更新制度見直しの検討に際して、その前に道が国へ意見反映を行えるように、極力速やかに各学校や大学などから意見を吸い上げて、その声を反映させた北海道としての考え方を明確に持っていただきたいと思いますし、これからの北海道では、教員のなり手が著しく減少していくという危機に直面するだろうから、そのために、今から具体的に負担軽減を図らなければいけないのだという、この強い危機感が反映された見直しが行われるよう、適宜ではなくて、時宜を捉えた積極的な発信を国に対し行っていただきたいというふうに思います。

この点を指摘とし、以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）中川議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、黙食についてであります。道としては、感染リスクが高いとされる飲食の場面にお

いて、基本的な感染防止の行動の定着を図るため、既に事業者の方々の間でも取組が見られる黙食の実践を掲げ、会食は4人以内など、少人数、短時間とすることに加えまして、深酒をせず、大声を出さず、会話のときはマスクを着用することを道民の皆様呼びかけることとしたものでございます。

今後とも、情報発信に当たっては、その趣旨を丁寧に御説明してまいります。

次に、道職員の病気休暇制度についてであります。不妊治療に係る休暇の取扱いについては、これまでも、職員の要望も踏まえ、治療と仕事の両立などといった観点から、制度の拡充を図ってきたところであります。

今後とも、国や他県の動向、社会情勢、さらには職員の声も踏まえながら、適切に対応していくとともに、病気休暇も含め、休暇の取得については、管理職員をはじめとする周囲の理解の促進などにも努め、職員が仕事をしながらも安心して治療を受けることができる職場環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長。

○教育長小玉俊宏君（登壇）中川議員の再質問にお答えいたします。

教育課程の編成についてであります。授業時数につきましては、児童生徒の実態や教材の整備状況など、学校の実情を十分に踏まえて設定することが必要であり、一律に目安の時数を示すことは行っていないところであります。

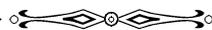
道教委といたしましては、児童生徒の負担や働き方改革の趣旨を十分踏まえることが重要と認識しており、標準授業時数を大幅に上回ることなく、適切な時数を確保するよう、市町村教育委員会とも連携の上、引き続き、指導助言に努めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 中川浩利君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩



午後1時5分開議

○副議長高橋亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

村田光成さん。

○13番村田光成君（登壇・拍手）（発言する者あり）自民党・道民会議の村田光成でございます。よろしく申し上げます。

東日本大震災から10年が経過いたしました。多くの方がお亡くなりになり、心から哀悼の意を表したいと思っておりますし、被災した方にも、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、通告に従い、質問いたします。

まず初めに、厳冬期の防災について伺います。

東日本大震災から、本日3月11日で10年が経過します。

先月、2月13日の深夜に、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、福島県や宮城県では震度6強を観測、幸いにも、震源地が地下55キロメートルということで深かったため、津波の被害はありませんでしたが、10年前に発生した東日本大震災の余震とのことで、当時の記憶がよみがえるとともに、改めて自然の脅威を感じた次第であります。福島、宮城の両県においては、三密を避けるなど、新型コロナウイルス対策を徹底しながら、避難所運営が行われていたようであります。

道においては、平成30年胆振東部地震災害検証報告書からの提言や、厳冬期における避難所運営訓練の成果を踏まえるとともに、新型コロナウイルスを含む感染症対策を加え、昨年5月に北海道版避難所マニュアルを改正したと承知しております。

胆振東部地震の災害検証報告書でも、こうした大規模災害が厳冬期に発生した場合の備えの重要性については提言されております。さらに、新型コロナウイルス等の感染症対策が加わりますので、万全な対策が求められます。

昨年1月に、北見市で、厳冬期における自然災害による大規模停電の発生を想定した訓練を行い、備蓄の再検討、トイレの問題、ゾーニング、暖房機器の設置の再検討など、多くの課題が確認されたとお聞きしております。

その課題も踏まえながら、今年度は、1月30日に恵庭市において、厳冬期の地震を想定し、学校施設での新型コロナウイルス等の感染症対策を講じた避難所訓練を行ったと承知しております。

これらの検証結果を含めた課題などについて、道内全域に取組を広げ、対策を強化しなければならないと考えますが、道の見解を伺います。

次に、災害時の燃料供給体制について伺います。

国においては、一般の避難者や被災者の方々が給油できる拠点を整備する必要性、また、東日本大震災における石油供給に係る教訓として、地域における石油製品サプライチェーンの災害対応力強化が重要という認識のもと、導入費用を補助する制度を創設し、自家発電設備、大型タンク等を備えた石油製品の供給拠点として、住民拠点SSや中核SSを指定し、災害発生後も給油を継続し、緊急車両に対して優先給油する体制整備を行っております。

道における防災関係の協定締結一覧では、平成23年12月28日に、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を北海道石油業協同組合連合会と結んでおります。

2018年9月6日に発生した胆振東部地震では、道内全域で大規模停電——ブラックアウトが発生した際には、ガソリンスタンドに給油を求める多くの車の列ができておりました。

燃料供給には、自動車のほか、医療施設、福祉施設、学校関係など、自家発電設備用の燃料の確保に大変苦慮されたと、当時、関係者からお聞きしております。

その教訓から、私の地元・帯広市では、中核スタンドにおいて、毎年開催される防災訓練時に

は、マグネット式の災害時優先車両用のステッカーを貼り、優先車両の給油訓練をしております。

平成30年7月の豪雨災害や、胆振東部地震の教訓から、北海道の災害時における燃料備蓄体制と燃料供給体制の現状と考え方について、まず伺います。

国の地震調査研究推進本部が平成29年12月に公表した千島海溝沿いの地震活動の長期評価では、今後30年以内に北海道東部に巨大な被害を及ぼすおそれがある、17世紀型の超巨大地震の発生が切迫している可能性が高いと評価していることから、備えを強化しておかなければなりません。

和歌山県では、令和2年12月に、どこでもスタンドを導入しています。大規模津波被害が発生した際に、被災する可能性の高い津波浸水想定地域内にある中核給油所の代替設備として、移動式給油機——どこでもスタンドを、資源エネルギー庁の補助事業を活用し、5台整備しています。

過去の大規模災害時の際に緊急車両への給油が困難になった事例があるため、災害対応に支障がないよう、導入を決めたとのことでもあります。

ふだんは配備場所の倉庫に保管し、津波など大規模災害が発生し、ガソリンスタンドが被災した際に、駐車場などに設置する。移動が可能のため、局地的な被災があった場合などには、設備を集中させることも可能であります。

警察車両や救急車、消防車、自衛隊車両、物資輸送車、公用車などに使用するとのことですが、同様の取組は、この北海道の災害対策上、必要と考えますが、道の見解を伺います。

次に、自動起動型信号機について伺います。

この件について、令和元年第2回定例会でも伺いましたが、改めて伺います。

この装置は、停電となった際に自動で発電機が作動し、当該交差点内の全ての信号機を点灯させることが可能な装置であります。

阪神・淡路大震災を契機に導入が始まり、北海道においては、平成7年度に150基が設置された以降、平成17年度までに199基が整備されております。

平成30年9月6日に起きた胆振東部地震では、地震の影響により道内全域で停電が発生し、私の地元・帯広市内でも、主要交差点では、警察官の手信号による交通整理が行われ、本来業務にも支障があったと考えます。

その影響から、13年ぶりに、自動起動型信号機が平成30年度に34基が再整備されておりますが、前回の一般質問の答弁では、平成31年度——令和元年度は63基を設置する、また、計画的に設置を推進するとの答弁をいただいているところであります。

改めて、平成30年度以降、3か年の整備計画と設置状況、更新状況について伺うとともに、自動起動型信号機電源付加装置の整備については、平成30年度から、緊急防災・減災事業債で財源を確保し、整備しているとお聞きしておりますが、1基当たりの整備費が高額なため、同じ効果が期待できる信号機電源ボックスの整備も行っているとお聞きしています。

現在までの整備状況について伺います。

次に、自動起動型信号機電源付加装置は、停電時においても信号機の機能を維持するため、主要幹線道路や、主要幹線道路と災害応急対策の拠点を連絡する道路に設置され、災害時に威力を発揮します。

道においては、平成30年北海道胆振東部地震災害検証報告書での課題として、大規模停電により信号機が滅灯し、安全な運行が困難であったことから、路線バスや観光バスなどの人員輸送やトラック等による物資輸送が一時的にできなくなるといった影響があったとの報告が示されており、改めて、自動起動型信号機の必要性を認識し、増設が急がれると考えます。

一方で、信号機の耐用年数が19年であり、更新費用と年間の維持も含め、維持管理費用も膨大にかかることから、大きな課題と考えます。

そこで、同じ効果が期待できる信号機電源ボックスの整備は、自動起動型信号機電源付加装置より安価に整備できることから、信号機電源ボックスの整備に振り向けていくことが望ましく、あわせて、自動起動型信号機電源付加装置の更新時期に切り替える方法もあると考えますが、今後の整備の考え方について伺います。

次に、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区について伺います。

フード特区については、昨年の決算特別委員会でも伺っておりますが、2期目の計画期間が令和4年3月までで終了するということから、令和3年度が取組が重要と考えますので、改めて伺いさせていただきます。

平成24年度からスタートした国際戦略総合特区には、構成団体として、北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市、十勝管内の18町村、北海道経済連合会で構成され、北海道をオランダのフードバレーに匹敵する食の研究開発・輸出拠点とするため、規制の特例措置や税制、財政、金融上の支援措置等を活用しながら、札幌・江別地区、函館地区、帯広・十勝地区で事業が展開されております。

私の地元・帯広、十勝では、農業用貨物自動車の車検期間の伸長をはじめ、事業に必要な資金を金融機関から借り入れた際の利子補給金を受けられる制度、税制優遇措置支援などの取組、道独自の食品機能性表示制度、いわゆるヘルシーD<sub>o</sub>など、大きな成果を上げております。

フード特区の第2期計画期間は、平成29年度から令和3年度末の令和4年3月で終了となりますので、これまでの取組や成果、その後について、道としての考え方や対応について伺います。

特区を展開するに当たり、評価指標と数値目標を掲げて取り組んでおり、特区が関与した食品の輸出額、輸出代替額等は、1期目の5年間では、売上げ増加額累計が、数値目標として1300億円に対し、1214億円の実績、93%の達成率であったと承知しています。

第2期計画期間の平成29年度から5年間で取り組む指標として、特区が関与した食品の輸出額、輸出代替額等、企業と1次産業との連携プロジェクト数、機能性素材の新規研究開発プロジェクト数、輸出に必要な国際認証・登録数など、取り組む指標と数値目標が示されています。

今年度は2期計画の4年目の年、次年度は最終年となります。

また、国際戦略総合特区については、北海道フード特区のほか、科学技術の集積を活用した、つくば国際戦略総合特区など、国内の七つのエリアで取り組まれております。

特区の取組では、目標に向けた取組の進捗など、毎年、総合評価を受けていると承知しております。

ちなみに、平成30年度の総合評価は、5点満点で4.8点となっており、国内の7地域の中では第2位で、高い評価を受けたとお聞きしております。

これまでの成果と併せて、令和元年度の評価についてどのような内容だったのか、伺います。

次に、平成24年度からスタートしたフード特区では、規制緩和、税制、財政、金融などの特例措置に係る提案は毎年募集され、現在26件が取り組まれております。

特例措置を受けている26項目の中で、現行制度で事業展開できるもの、一方、計画期間終了時に特例措置が終了する事業項目があると考えます。

十勝管内では、認定農業者が使用する指定自家用貨物自動車について、所定の条件を満たせば、車検の有効期間を、1年から、もう1年に限り伸長できる法改正が平成26年3月にされ、現在、車検期間の伸長が可能かどうかの検証を実施するため、安全性のデータ収集が行われております。

フード特区の計画期間終了を見据え、食の研究開発・輸出拠点とするためには、あらゆる効果を道内外に波及する事例を生み出していくことが重要と考えます。

特区計画は、北海道や帯広市をはじめ、4市、十勝の18町村などが構成団体として参画しております。今後の方向性を決定するためには、全会一致での意思統一が必要と考えます。

このため、関係機関と丁寧な議論が必要と考えますが、これまでの検討経過について伺います。

次に、フード特区の今後の対応について伺います。

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の様々な事業展開における事務局機能として設置された北海道食産業総合振興機構ではありますが、フード特区の計画期間が令和3年度末で終了します。

これまでの取組の成果として、道独自の食品機能性表示制度——ヘルシーDの創設や、農水産品の輸出施設の整備、道産食品の高付加価値化や、海外需要の獲得に向けた取組が進展しているほか、道内において道産食品の輸出に対する関心も高まり、プレーヤーも広がりを見せてきております。

フード特区は、北海道の食産業の振興に大きな役割を果たしてきたと考えますが、計画期間終了時の令和4年3月末を見据え、現在設置している北海道食産業総合振興機構の在り方についても検討しておかなければならないと考えます。

フード特区の計画については、多くの関係機関と連携した活動であり、早期に今後の方向性を示す必要があると考えます。

道としてどのように対応する考えなのか、伺います。

次に、地域公共交通の活性化について伺います。

知事は、道政執行方針において、重点政策では、広域分散型の地域構造を持つ本道にふさわしい持続可能な交通・物流ネットワークを確立していく必要があり、道内における移動の利便性を高めるため、将来の運輸連合の導入も見据え、広域的な地域公共交通計画の策定を促進し、M a a Sの活用など、事業者間の緊密な連携のもとで、シームレス交通の全道展開を図っていくと述べられております。

国は、地域における人口減少や運転手不足の深刻化が公共交通サービスの維持確保に深刻な影響を及ぼしていることなどを踏まえ、地域の暮らしと産業を支える移動手段の確保等を図るため、地方公共団体が主導で公共交通サービスの改善を図ることなどを目指し、昨年、地域公共交通活性化再生法を改正しております。

私の地元・帯広市でも、M a a Sの取組が第3段階に入り、先月から3月31日までの期間、帯広から札幌間の都市間バスを活用した貨客混載の実証実験がスタートしており、初日から2件の利用があったと承知しておりますが、関係する全てのバス事業者が参加していない状況からも、課題が見えております。

道内のほとんどの地域では、公共交通サービスの維持に課題を抱えており、今回の改正法がきっかけとなって、道内で実証実験が進められている貨客混載の取組や、次世代型の交通情報サービス——M a a Sの実用化、さらには、ドイツなどで実績のある運輸連合といった枠組みが具体化することが期待されます。

一方で、足元では、地域公共交通で中心的な役割を担うバス事業者などが、このたびの改正を受けて、運行ダイヤの調整等に向けた協議を進めていく際に、コーディネーター役を担う市町村の動きが必ずしも活発とは言えないとの声も聞きます。

今回の法改正を機に、市町村が主体性を発揮し、地域における公共交通が住民のニーズに沿う形で維持され、充実されることが望めますが、広域団体である道は、このたびの法改正を踏まえ、どのように対応していく考えなのか、最後に伺います。

終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長高橋亨君 知事鈴木直道さん。

○知事鈴木直道君（登壇）村田光成議員の質問にお答えをいたします。

最初に、フード特区の成果と国の評価についてであります。第2期計画となる平成29年度以降、肉牛の処理加工施設を十勝地域に整備し、アメリカや香港向けの輸出食肉取扱施設の認定取得に結びつけたほか、ジャージー牛の生乳を使用した高品質な乳製品の開発など、企業と1次産業の連携プロジェクトを16件展開いたしますとともに、ヘルシーD oの普及を進め、認定商品数は第1期から合わせて121件、累計売上額は200億円に達したところでございます。

こうした成果により、内閣府に設置された評価・調査検討会において実施をされている特区の総合評価では、令和元年度は5点満点で4.5点と、他県の取組事例と比較しても高い評価を受けたところでございます。

次に、フード特区に係る今後の対応についてであります。フード特区は、平成24年、札幌市、江別市、函館市、帯広市及び十勝管内を計画区域とし、国の国際戦略総合特区の指定を受け、産学官連携のもと、ヘルシーD oをはじめとする食品の高付加価値化や生産体制の強化、輸出拡充の支援など、道内の食産業の振興に大きく貢献してきたものと認識をしております。

道としては、フード特区計画が来年度で最終年を迎えますことから、構成機関の御意見をお聞きしてまいりましたが、その結果、2期、10年を一区切りとして、特区計画を解消する方向で意見集約を図ってまいりたいと考えております。

今後は、関係機関の皆様と連携の上、フード特区機構が担ってきた各種機能を可能な限り継承するほか、これまでの取組の成果を共同で活用することにより、新たな商品開発や多様な販路の確保、輸出拡大などへの支援を行い、本道の食産業のさらなる発展につなげてまいります。

最後に、地域交通についてであります。人口減少による利用者の減少や輸送を担う人材不足など、公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたって持続可能な地域交通を確保していくためには、主に市町村ごとを単位とする生活圏交通の確保はもとより、複数の市町村を結ぶ広域交通などと有機的に連携させながら、常に交通体系の最適化を図るといった観点を持って、地域の関係者の皆様が一体となって様々な取組を進めていくことが重要であります。

こうした認識のもと、道としては、今後、市町村やバス事業者などが中心となって、地域の関係者との連携のもと、地域の実情を踏まえた地域公共交通計画の作成を進めるとともに、道の交通政策総合指針の重点戦略に掲げるM a a Sの全道展開や、人・モノ輸送の効率化に向けた取組をはじめ、運輸連合に向けた検討を進めるなど、各般の施策を展開させながら、地域交通の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 総務部危機管理監野村聡さん。

○総務部危機管理監野村聡君（登壇） 厳冬期の防災対策についてでございますが、近年、災害が頻発し、また、避難時の感染症リスクも生ずる中、厳しい冬を迎えます本道では、避難に当たって想定される様々なリスクから道民の皆様の生命を守る万全の備えが重要でございます。

このため、本年1月、新型コロナウイルスなどの感染症蔓延下の冬期の夜間、地震で大規模停電が発生したとの想定で、学校に避難所を開設し、殺到する避難者への対応手順を確認いたしますとともに、体育館や教室の仮設暖房による温度や湿度変化を計測するなど、効率的な暖房や避難所環境について検証を行ったところでございます。

こうした検証を通じ、迅速な避難所開設には、住民の皆様や施設管理者の方々の協力が不可欠でありますことや、換気に伴う温度、湿度の低下といった課題が明らかになったところでございます。

道といたしましては、この検証結果が全道で広く共有されますよう、直ちに資料や動画にまとめ、道民の皆様に情報提供を行いますとともに、市町村に対し、この検証結果を踏まえた住民の

皆様が主体の避難所開設訓練や、事前の除排雪など、地域の実情に応じた独自の取組を促すなどし、厳冬期の災害対応力の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 経済部長山岡庸邦さん。

○経済部長山岡庸邦君（登壇）災害時の燃料供給体制についてであります。道内には一つの製油所と複数の油槽所があり、災害時にも対応できる十分な在庫が確保されておりますが、胆振東部地震の際には、大規模停電により、一部の油槽所で燃料が出荷できなかったほか、大半のガソリンスタンドで営業が困難となったり、病院など重要施設からの燃料供給要請を事業者に連絡できなくなるなど、大きな混乱が生じたことから、非常時の電源の確保や連絡体制の整備などが課題であると認識しております。

このため、道では、国とも連携し、ガソリンスタンドの自家発電設備の整備を支援しましたほか、災害時の燃料供給などに関し、協定を締結している北海道石油業協同組合連合会などと重要施設について情報共有を行いますとともに、災害時を想定した燃料供給要請の訓練を実施しているところです。

また、和歌山県では、災害時に緊急車両等へ優先的に給油を行います中核SSが津波浸水想定地域内にあることから、その代替設備として移動式給油機を整備したと承知しており、道といたしましては、今後とも、こうした先進事例の情報収集などを行いながら、本道の特性に応じた燃料供給体制の充実を図り、災害時における安定的な燃料供給の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 経済部食産業振興監谷岡俊則さん。

○経済部食産業振興監谷岡俊則君（登壇）フード特区計画に関する検討経過についてであります。フード特区の第2期計画は、平成29年3月に、北海道、札幌、江別、函館、帯広の4市、十勝管内の18町村、北海道経済連合会の24機関が連名で内閣府に認定申請を行い、その計画期間は令和4年3月末までとなっております。

道では、計画期間終了に当たりまして、今後の方向性について構成員全体の合意形成が必要であることから、昨年11月から協議の場を設け、各機関それぞれのお考えを丁寧に聴取するなど、議論を深めてきたところでございます。

各機関からは、今期をもって特区を終了すべきとお声を聞いており、道としては、令和4年3月末をもって特区計画を解消する方向で意見集約を図っているところでございます。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 警察本部長小島裕史さん。

○警察本部長小島裕史君（登壇）村田光成議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、自動起動式信号機電源付加装置の整備状況についてであります。災害発生時における避難経路及び緊急交通路を確保することは極めて重要であることから、道警察では、平成30年度から3か年計画で、主要幹線道路等における自動起動式信号機電源付加装置の整備に取り組ん

できたところであります。

その結果、この3か年で新たに161基を新設し、96基を更新したところであり、道内では、既存のものを含め、令和2年度末で360基となり、必要な箇所への整備を行ったところであります。

あわせて、令和2年度末までに、可搬式発動発電機などを電源として信号機を稼働させるための接続装置である信号機電源ボックスを24か所整備するところであります。

次に、今後の整備の考え方についてであります。自動起動式信号機電源付加装置は、警察官を配置することなく、停電時における速やかな電力供給を可能とする装置であることから、主要幹線道路または主要幹線道路と災害応急対策の拠点とを連絡する道路に設置されている重要な信号機に整備しているところであります。

一方、信号機電源ボックスは、警察官がそれぞれの信号機に赴き、可搬式発動発電機を接続して初めて信号機を復旧させることができる装置であることから、自動起動式信号機電源付加装置に準じて必要な整備をしているところであります。

道警察といたしましては、自動起動式信号機電源付加装置と信号機電源ボックスのそれぞれの特性を生かしながら、引き続き、計画的に整備を進め、災害発生時における交通の安全と円滑を確保してまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 村田光成さんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩



午後1時43分開議

○副議長高橋亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

大河昭彦さん。

○72番大河昭彦君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従い、道が進めている各種公共施設整備の在り方と、その他当面する道政上の重要課題について、知事にお伺いいたします。

道の関係機関が管理する学校や病院、スポーツ施設や博物館などの箱物と、道路、橋、河川、港湾などのインフラは、道民の日常生活や産業・経済・社会・文化活動を支える大事な役割を果たしております。

これらの公共施設の多くは、戦後の高度成長期に建設されたものが多く、相当の年数が経過しており、様々な手当が必要であります。

一方、国内の経済は、高度成長から安定ないし低成長へと移行し、人口減少、少子・高齢化が加速し、医療や福祉関係への財政負担が増大し、国も地方も、公共事業に振り向ける財源が次第

に縮小する傾向にあります。国の北海道開発予算の変化を見ても一目瞭然であります。

このような財政事情を背景に、政府は、公共施設をできるだけ長もちさせるための政策として、インフラ長寿命化計画を策定いたしました。

道が定めた北海道インフラ長寿命化計画は、国の計画方針に基づく行動計画として既に実施されております。

公共施設は、常に安心、安全なものでなければなりません。

国は、都道府県ばかりではなく、市町村にもインフラ長寿命化推進の指示を出しております。

道が令和元年度に実施した公共施設の点検・診断件数は約11万件とのことでありますが、この11万件の主な施設の中で、例えば、野幌森林公園にある百年記念塔のように、解体撤去するような施設はどの程度あるのか、伺います。

また、撤去後に、再度建設予定のある比較的大規模な箱物や、補修しなければならない道路、橋、河川、海岸、港湾などのインフラはどの程度あるのか、また、手をかけなくても、ここ数年は心配のない施設はどの程度あるのか、大まかな数量をお伺いいたします。

道のインフラ長寿命化計画では、具体的な施策を進めるに当たって、3点の方向性を示しております。

1点目はメンテナンスサイクルの構築、2点目はトータルコストの縮減・平準化、3点目はインフラ長寿命化に向けた推進体制の整備であります。

インフラを診断、点検して措置することは大事なことでありますが、問題は、措置の在り方が最善かどうか、トータルコストの縮減や平準化については、官民連携のPPPや、民間の資金やノウハウを活用するPFIの導入方式も想定されておりますが、これは技術面の強化なのか、それとも、財源捻出の手段として重視しているのか、または、そのいずれも必要としているのか、道の考え方を伺います。

道は、インフラ長寿命化に向けた施設管理者の体制づくりや、担い手の確保に向けた取組を進めるとしてありますが、これは、人材の絶対数が不足しているのか、人材はいるが必要なところに配属されていないだけのことなのか、道の現状について伺います。

ちなみに、道内でも、人材が不足している市町村は、国土交通省の政策総合研究所などの職員で構成する道路メンテナンス技術集団が、緊急的に市町村の老朽化した橋の修理で活動している事例が紹介されております。

道も、このような長寿命化に関する技術集団を早急につくるため、専門家を招請して人材育成を計画的に進め、道の公共施設の維持管理に必要な体制づくりを計画的に進めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

地球温暖化の影響もあり、特に最近では、国内の至るところで激甚災害が発生しております。大規模災害が発生すれば、生命や財産ばかりではなく、地域全体が壊滅するような事態も生じかねません。

菅首相は、総理就任後、初の施政方針演説で、災害対策や国土強靱化対策に関し、万全な対策

を速やかに行い、防災、減災、国土強靱化についてもしっかりと進め、大雨予測の精緻化、遊水地や貯留施設の整備、ダムの事前放流、土地利用の見直しなど、ハードとソフトの両面の対策により住民を守ると表明されました。

昨年の道内は、地震や風水害は比較的軽微で済みましたが、防災には手が抜けません。

特に昨年は、いまだ終息を見ない新型コロナウイルス感染症の影響で、国も地方も予想外の財政支出が多くなり、財政事情は一段と厳しさを増しておりますが、防災には万全の対策が必要です。

知事は、厳しい財政状況の中で、道の公共インフラの維持管理を含めた防災対策について、どのように進めていくつもりなのか、見解を伺います。

今年の冬は、近年にない大雪に見舞われ、旭川市、岩見沢市などでは、雪の重みにより空き家が倒壊する事故も起きております。

また、各地で暴風などにより空き家の屋根などが飛散し、周囲に被害を及ぼす例も見られません。

長年、空き家状態となっている家屋や建物は、管理が行き届いておらず、老朽化が進むことにより、大雪や暴風などによる被害を生じる可能性が高く、危険性が高い空き家は取り壊すことも必要と考えますが、このような空き家の中には、所有者が不明なものや経済的な事情から取り壊すことができないものも多くあると思われま

す。空き家などについては、市町村が主体となって取り組むべきものでありますが、市町村では、職員が少なく、専門的な知識も不足しているなど、対応に苦慮しているとの声もあります。

このような危険な家屋について、所有者の状況をどのように把握し、除却についてどのように取り組むのか、また、対応に苦慮する市町村に対し、道ではどのような支援をしていくのか、伺います。

道内で新型コロナウイルス感染症が確認されて、既に1年を超えましたが、感染状況に明るさを期待するのはまだ先になるようであります。

夏には、オリンピック、パラリンピックの開催が予定されておりますが、世界的なコロナ感染の状況いかんで、流動的な要素も否定できません。

無事開催されれば、札幌はマラソン・競歩競技の会場になり、出場選手、関係者の控室や更衣室、観客が密集するであろう道路や公共の広場などの感染症対策が必要になるものと考えます。

今夏の開催に向けて、不安の声もある中で、昨年12月に国や組織委員会などによる、大会のコロナ対策に関する中間整理が取りまとめられたところであり、より具体的な検討が進められているものと思いますが、開催に向けた対策の現状に併せて、道としての対応について伺います。

世界各国では、既に新型コロナウイルス感染症の予防ワクチンの接種が始まっており、我が国でも、医療従事者から、順次、先行接種が始まりました。ただ、時間をかけて副反応を調査し、4月以降、幅広く国民への接種につなげるようであります。

接種後、一定時間、反応を見るために医師がいなければならず、医療機関の従事者に接種する

場合と幅広く一般道民が接種を受ける場合とでは、会場や条件も変わると考えます。

ワクチンの接種に多数の希望者が集まる会場では、三密を避けるための配慮が必要であり、事前に感染予防対策が十分できる会場や、その他の公共施設を提供することが必要と考えますが、会場については、実施する各自治体に全て任せるのかどうか、見解を伺います。

新型コロナウイルス感染症が、この先、長期間に及ぶとなれば、学校や児童施設、病院、介護施設などの大規模な公的施設などの管理については、感染防止に配慮した施設管理の対策が必要であると考えます。

アフターコロナの時代が来ても、新型コロナウイルス感染症の教訓を生かし、清潔な生活環境をお互いに持続することは大切なことであり、また、ゆとりや快適な環境を維持することは、本来、望ましいものであります。

先般、道では、新型コロナウイルス感染症への確かつ迅速に対応するため、北海道コロナウイルス感染症対策要綱を策定したところでありますが、公的機関の学校や会議場、集会場、屋内外のスポーツ施設、美術館や博物館、さらには病院や介護・福祉施設などの望ましい利用の在り方についても、この際、一考し、この要綱に反映するなどして、道民や事業者の御理解のもと、取り組むことも必要と考えますが、見解を伺います。

コロナ禍での東京都内、首都圏の通勤電車や地下鉄の混雑は、時差通勤や在宅勤務など、その要請に応えることのできる企業の協力はあったものの、目をみはる効果は疑問であります。

一方、JR北海道の場合は、乗車率がかなり超過した場合はそのまま見過ごすが、乗車率が減少して採算が取れないとなれば間引き運転や運賃の値上げ、それでも駄目なら地元負担の導入、そして、それも駄目なら、最後は路線廃止の措置を取るといった事例も見られます。

アフターコロナの先行きはまだまだ読めませんが、乗客にとって安心して利用できる交通機関が求められることから、この機会に十分、研究、検討をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

特に、食と観光を道内経済の発展の戦略として進める道としては、道内各地の秘境に至るまで、食と観光を満喫できる旅の移動手段としては、鉄道が最適と考えます。

JR北海道に対し、観光列車を購入し、貸与する予算も計上しておりますが、この忌まわしいコロナ禍の経験を踏まえ、鉄道をはじめ、バスや飛行機、船舶などの望ましい利用の在り方について、陸海空の交通機関関係者や、国や道の行政機関、学識経験者、旅行業者などの関係者を交えて、交通機関の快適な利用を実現するための様々な対策について話し合ってみてはいかがでしょうかと考えますが、知事の見解を伺います。

昨年、本州や九州のコロナ禍が続く中での集中豪雨や風水害、今年の地震被害に心を痛めながら避難された皆様は、狭い場所で三密を避けるゆとりもない中で、長時間、避難生活をしなければならぬ、そういうのを目の当たりにして大変なことだと痛感いたしました。

これからは、大規模な災害時の避難所として、三密を避け、安心、安全に過ごせる地域の規模に応じたそれなりの避難施設を確保する必要があることから、道としては、市町村と連携して対

策を講じておく必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

私は、新型コロナウイルス感染症の終息に見通しが得られた時点から本格的に取り組み、進めるべき政策の一つは、地球温暖化問題であると考えます。

温暖化の影響と言われている世界的な現象はさておき、温暖化の影響で国内の気温上昇は確実に北上していると言われ、道の研究機関や農業経営者の努力のたまものももちろんありますが、道産米の食味が一段と向上しているのは、北海道の気温上昇も原因の一つとする意見もあります。

このようなよいことの半面、温暖化の影響と考えられる近年の大雨、洪水、台風、大雪、雪崩などの災害で、生命、財産を失うだけでなく、産業へのダメージや地域壊滅も想定されます。

国も地方も、温暖化対策については実施可能なことから、積極的に取り組まなければならないと考えますが、知事の温暖化対策の最重点課題は何か、その理由も含めて見解を伺います。

道民生活と産業活動に欠かせない電気は、火力発電に頼らない発電方法として、水力、風力、太陽光、原子力などがあり、また、車の燃料もガソリン、軽油から電気へと徐々に移行しておりますが、発電に関しては、系統制約といった既存の電力との関わりなど、電力事情を取り巻く問題との調整もあることから、温暖化対策の一環として、幅広い観点から、道民の理解と協力を得ながら、温室効果ガスを排出しないエネルギーの普及を進める必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

地方創生は、さきの安倍内閣当時から、国の施策と位置づけられておりましたが、結果的には、その実績はほとんど見られません。

道としても、道州制特区構想を目指し、国に必要な権限の移譲を目指し、努力してきましたが、同じく目に見える実績はほとんどありません。

道内の人口の動静は、依然として札幌や東京方面に流れる傾向にありますが、ここ1年のコロナ禍で、札幌や首都圏への人の流出は若干少なくなったようではありますが、新型コロナ収束後も、この傾向が続くかどうかは予測できません。

道としては、道民はもとより、全国の人々が北海道、特に地方に引きつけられるような魅力的な政策を打ち出さない限り、地方創生の実現は難しいと考えますが、知事は地方創生についてどのように考えておられるのか、見解を伺います。

国の権限を道に移譲する道州制特区推進法の計画期間は、本年度末で期限切れとなります。

政府は、この計画期間を2025年度まで5年間延長する方針を決定したとのことであります。

この法律が制定された2007年以降、今日まで、国から移譲された権限は、道が提出した33項目の要望件数に対して、僅か2件であります。

道は、2014年度を最後に、国に対して権限移譲の提案をしておりませんが、提案を控えている理由を説明願います。

提案して採用された2件のうち1件は、札幌医科大学の定員変更と、もう1件は、給水人口5万人以上の水道事業の監督に関する権限の移譲であります。

本来、これらの案件の権限は、都道府県が行使してしかるべきものと思われ、道が貴重な時間や手間暇をかけて検討するほどの問題なのかどうかは疑問であります。

道が提案した33項目の中には、もっと大事な案件があるものと思いますが、道は、国に対して、かなり気を遣って提案を控えたのか、あるいは、やる気をなくしたのか、真意のほどをお聞かせください。

先ほど申し上げたように、この法律に基づく計画期間を2025年度末まで延長することではありますが、知事としては、この期間延長をどのように受け止め、また、どのように対処するのか、伺います。（発言する者あり）

もう駄目ですね。もうちょっといいですか。すみません、後で謝ります。（発言する者あり）

道は、以前に、人口減少が著しい道内の市町村を対象に実施した集落实態調査の……。

飛ばします。

○副議長高橋亨君 大河昭彦さん、時間が過ぎておりますので、申し上げます。（発言する者あり）

○72番大河昭彦君（続）はい、失礼しました。ちょっと計算違いをしました。

これで終わります。失礼します。（拍手）（発言する者あり）

○副議長高橋亨君 知事鈴木直道さん。

○知事鈴木直道君（登壇）大河議員の質問にお答えをいたします。

最初に、公共インフラの防災対策についてであります。道では、これまで、北海道強靱化計画に基づき、河川改修等の治水対策や道路ののり面対策などの防災・減災対策に取り組みますとともに、インフラ長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化や効果的かつ効率的な維持管理を進めるなど、安全で強靱なインフラの維持や確保に努めてきたところであります。

このような中、国では、近年の頻発・激甚化する自然災害などに対応するため、昨年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、初年度は、令和2年度第3次補正予算として措置されたところでございます。

道としては、今後、この対策を最大限に活用しながら、河道掘削などの治水対策に加え、新たに対象となった重大事故の発生を防ぐ橋梁やトンネル等の老朽化対策や、災害に強い道路ネットワークの機能強化を進めますとともに、国への要望等を通じ、必要な予算の確保に努めながら、道民の皆様の生命や財産を守る強靱な北海道づくりに積極的に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備についてであります。ワクチン接種に当たっては、希望する方が身近な地域において円滑かつ確実に接種を受けられる体制を整備していくことが重要であります。

現在、実施主体の市町村では、接種開始に向け、必要な資機材や会場の確保などの準備を進めているところでございます。

今般のワクチン接種の実施に当たり、都道府県は、広域的な観点から必要な調整を担うとされておりますことから、私としては、先日開催した対策本部会議において、指揮室はもとより、対

策地方本部に対し、ワクチン接種に関する市町村からの相談にきめ細かで丁寧な対応に努めるよう指示をしており、今後、振興局などに対し、市町村からの求めに応じて、庁舎などの道有財産の活用を検討するよう通知するなどして、市町村における円滑な接種体制の整備を支援してまいります。

次に、気候変動対策の推進についてであります。本道においても、近年、記録的な大雨など、これまで経験したことのない気象現象が発生をするなど、温暖化による気候変動の影響が顕在化し、道民の皆様のご生活や産業、自然生態系など、幅広い分野への影響が懸念をされていることから、道民の皆様や事業者の方々、自治体などの各主体と連携協働し、温室効果ガスの排出を削減する緩和策と、気候変動による影響を回避、軽減する適応策の取組をより一層進めることが重要であります。

このため、道としては、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロの実現に向け、本道に豊富に賦存する再生可能エネルギーや森林等の吸収減などを最大限活用しながら、温室効果ガスの排出削減に取り組みますとともに、気候変動の影響への備えと適切な対応が着実に進められるよう、現在、開設に向け準備を進めております地域気候変動適応センターを核として、科学的知見の収集、発信、対策技術等の研究開発に取り組むなど、緩和策と適応策を両輪とした気候変動対策を推進してまいります。

最後に、地域創生についてであります。道では、これまで、人口減少下における将来展望を道民の皆様方と共有いたしますとともに、創生総合戦略に基づき、市町村と連携のもと、安心して産み育てられる環境の整備や、地域産業の振興、移住、定住の促進など、地域創生の取組を進めてきたところであります。

感染症の流行が長期にわたり、国内外において様々な情勢変化や社会変革の動きが見られる中、私としては、ピンチをチャンスに変えるとの考えのもと、こうした変化を的確に捉え、現在見直しを進めている総合戦略に適切に反映し、市町村や民間との連携をこれまで以上に強めながら、人口減少下においても心豊かに幸せに暮らし続けることができる北海道の実現を目指し、ポストコロナを見据え、取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 総合政策部長倉本博史さん。

○総合政策部長倉本博史君（登壇）初めに、各種公共施設等の整備の在り方に関し、施設の点検、診断結果についてであります。北海道インフラ長寿命化計画は、交通、上下水道、公園、治水、農林水産基盤、建築物の各分野において、北海道が管理する全ての施設を対象としており、道が令和元年度に実施をいたしました約11万の施設の点検や診断の結果、撤去解体を要する施設といたしましては、大型道路標識698基や職員住宅45棟など826施設、そのうち、撤去後に再度建設予定のある建築物は、道営住宅や庁舎など23施設となっております。

一方、補修を要する施設は、交通信号機4899基、道路標識等4599基、職員住宅3127棟など、1

万6990施設、また、補修の必要がないと考えられる施設は9万5867施設となっております。

次に、民間活力の導入等についてであります。道では、北海道インフラ長寿命化計画に基づき、損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕等で機能の保持、回復を図る予防保全型維持管理の導入のほか、社会経済情勢の変化に応じた用途変更や集約化などのインフラ機能の適正化、さらには、PPP、PFIの活用、新技術の導入により、トータルコストの縮減、平準化に努めることといたしております。

このうち、PPP、PFIにつきましては、トータルコストの縮減はもとより、民間資金の導入や、民間の経営能力及び技術的能力の活用が期待されるものであり、効率的かつ効果的な公共施設等の整備につながるものと考えております。

次に、長寿命化に向けた推進体制についてであります。公共土木施設の整備や維持管理を担当する技術職員は、全国的にも不足しており、道においても必要な人員を十分に確保できていない状況であるほか、建設業におきましても、土木技術者などの高齢化や若者離れが進み、人材が不足しているものと認識をいたしております。

このため、道では、これまで、道路や河川、自然公園などの分野で、職員の技術力確保のための技術研修会等を開催するほか、空港や港湾、ダムなどの分野で、国等が主催するメンテナンス会議や技術研究会議報告会などへ参加するなど、職員の技術力の確保を図ってきたところであり、引き続きこれらの取組を推進してまいります。

最後に、コロナ禍における公共施設等の利用についてであります。道では、道民や事業者の皆様のご理解とご協力のもと、新型コロナウイルス感染症への的確な対応を図るため、対策要綱に基づき、感染症への予防行動や「新北海道スタイル」の実践を促進しているところであり、学校や病院、社会福祉施設のほか、多くの方々が御利用される道立施設におきまして、マスクや消毒液などの衛生用品を配備するとともに、利用者、施設管理者のそれぞれに対し、小まめな手洗いやマスクの着用などの基本的な感染症対策を行うよう呼びかけております。

こうした取組は、ポストコロナの新たな時代においても、公共施設等を安全、安心に御利用いただく上で重要と考えており、今後とも、道民や施設管理者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、その浸透と定着を図ってまいります。

以上であります。

○副議長高橋亨君 建設部建築企画監長浜光弘さん。

○建設部建築企画監長浜光弘君（登壇）危険な空き家への対応についてでございますが、空家等対策推進特別措置法では、市町村が固定資産税などの情報により、空き家の所有者を把握し、倒壊など危険な状態にある空き家につきましては、特定空家に指定した上で、所有者等に必要な措置を講じるよう助言、指導、勧告、命令し、命令に応じない場合は行政代執行により、また、所有者が不明または存在しない場合は略式代執行により、除却など必要な措置を講じることができるとされております。

しかしながら、空き家対策の主体となる市町村では、こうした取組を進めるに当たり、専門的

知識を有する人員の不足などが課題となっております。

このため、道では、現在見直しを進めております空き家等対策に関する取組方針に基づき、市町村に対し、相談に対応する職員向け研修会の開催や対応事例の情報提供、法律、不動産等の専門家の派遣などを行い、空き家対策が着実に実施されますよう支援してまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 環境生活部東京オリンピック連携推進監阪正寛さん。

○環境生活部東京オリンピック連携推進監阪正寛君（登壇）東京オリンピックについてでございますが、現在、大会組織委員会では、コロナ禍における大会の開催に向けまして、I O Cなどとともに、世界陸連や各国の関係団体と協議を行い、選手や大会関係者などが感染症対策に関して行動すべき規則を示しながら、具体的な議論を進めているところでございまして、その中では、人との接触を最小限に抑えることや、定期的な検査の実施などが盛り込まれております。

また、大会組織委員会の新会長を交えて先日開催されました東京都やI O Cなどとの協議では、安全、安心な大会運営を最優先とし、感染症対策をしっかりと行っていくことが合意されますとともに、海外から来日する観客や会場での観客数の取扱いにつきましては、今月から来月にかけて順次判断することとされたことと承知しております。

道といたしましては、これらの動向を踏まえまして、大会組織委員会や、札幌市などの関係自治体と連携しながら、聖火リレーや、5月5日の北海道・札幌マラソンフェスティバル2021などを通じて、選手の感染防止や沿道での応援対策などに取り組みますことで、夏の大会本番でのアスリートや観客、道民の皆様など、全ての方々の安全、安心の確保につなげますとともに、本道での競技開催における感染症対策が、その後の経済や社会生活を営む上での財産となり得ますよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 総合政策部交通企画監柏木文彦さん。

○総合政策部交通企画監柏木文彦君（登壇）コロナ禍における公共交通に関わる取組についてでございますが、道では、これまで、コロナ禍における交通需要の減少など、本道の交通を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえまして、「新北海道スタイル」の実践の下、感染症対策と公共交通利用の両立に向け、乗合バス及びタクシーにおける感染拡大防止ガイドラインの策定への取組支援を行うとともに、事業者による感染症対策の取組状況の情報発信を行いながら、安全、安心の確保や交通需要の回復に努めてきたところであります。

道といたしましては、今後、国の地方創生臨時交付金の活用により、道内の乗合バスとタクシー事業者などから要望がありました感染症対策機器の導入等を行う場合の経費の一部を支援し、一層の感染防止対策を講じるほか、十勝をモデル地域として実施しておりますM a a Sの実証実験における車内の混雑状況の見える化や、QRコードを活用したキャッシュレス化による接触機会の減少の取組といった、移動の質の向上に向けた取組を全道に展開するなど、交通事業者をはじめ、関係者が連携しながら、コロナ禍においても安心して利用できる公共交通の実現に向けて

取組を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 総務部危機管理監野村聡さん。

○総務部危機管理監野村聡君（登壇）コロナ禍における災害時の避難所の確保についてでございますが、大規模災害時に、避難所は三密状態となりやすく、感染症の蔓延が危惧されますことから、感染症対策に万全を期した避難所運営が重要と認識してございます。

そのため、昨年改正いたしました北海道版避難所マニュアルでは、避難所の過密状態を回避するため、収容人数を考慮いたしまして、これまでの指定避難所に加え、可能な限り多くの避難所を開設することや、ホテルや旅館の活用等の検討も促しており、市町村では、指定避難所以外の公共施設や民間施設の活用、学校が避難所となる際に、体育館だけではなく教室も活用するなど、感染症に対応した避難所の確保に取り組んでいるものと承知してございます。

また、道といたしましては、感染症蔓延下を想定した実践的な避難所運営訓練を通じて課題の検証も行っており、こうした検証結果を全道で広く共有いただくため、道民の皆様や避難所運営の主体となります市町村の方々に対し情報提供を行うなど、安心、安全な住民避難が可能となりますよう、引き続き、市町村への支援に努めてまいりますと考えてございます。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 環境生活部長築地原康志さん。

○環境生活部長築地原康志君（登壇）環境政策に関し、エネルギーの脱炭素化についてでございますが、温室効果ガス排出量のうち、その8割強はエネルギーの消費に伴うものとなっております。

2050年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すためには、その大幅な排出削減を進める必要があります。省エネの徹底によるエネルギー消費量の削減はもとより、使用するエネルギー自体を、より二酸化炭素の排出が少ないものへと転換を進めることが重要となります。

このため、道といたしましては、本道に豊富に賦存する再生可能エネルギーを最大限に活用することとし、再エネ由来の水素を活用した自立・分散型のエネルギーシステムの構築や、積雪寒冷地である本道ならではの環境イノベーションの誘導、展開などにより、エネルギーの脱炭素化の取組を着実に進めるなど、道民の皆様や事業者の方々と、2050年までの実質ゼロの実現に向けた目指す姿について共有するとともに、取組の見える化を図りながら、ゼロカーボン北海道の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 総合政策部地域振興監佐々木徹さん。

○総合政策部地域振興監佐々木徹君（登壇）道政上の重要課題に関しまして、道州制特区推進法に基づく権限移譲などについてでございますが、これまで、道民の皆様からいただいたアイデアなど約460件のうち、33件を国へ提案し、特区として実現した2件を含む28件につきまして、他都府県でも適用されるなど、国において所要の措置がなされ、許認可事務における処理時間の短

縮や、地域の実情に応じた対応が可能となるなどの効果があったと認識しております。

一方、直近5年間で見ますと、道民の皆様などから17件のアイデアをいただいておりますが、学識経験者の方々に構成される提案検討委員会での審議の結果、国への提案までには至らなかったところがございます。

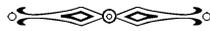
このため、道といたしましては、今回の計画期間の延長を踏まえ、事実上、北海道だけに認められている本制度の効果的な活用に向け、広報媒体の活用なども含めて制度の周知を一層図り、地域から様々な課題の解決につながる提案を積極的に掘り起こすなど、本道の自立的な発展を目指し、取組を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 大河昭彦さんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩



午後2時52分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

滝口直人君。

○9番滝口直人君（登壇・拍手）（発言する者あり）自民党・道民会議の滝口直人でございます。

通告に従い、順次質問をさせていただきます。

初めに、日本海溝・千島海溝巨大地震に関し、国のワーキンググループの検討状況についてであります。

日本海溝・千島海溝巨大地震により津波浸水等の被害が見込まれる市町村は、ハード、ソフトの対策が必要となり、特に冬期の災害に備えることも想定しなければならないことから、財政を含めたしっかりとした支援が不可欠と考えます。

現在、国のワーキンググループではどのような議論がなされ、道はどのように取り組んでいるのか、伺います。

次に、法改正についてであります。

道では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正を国に要望していると承知しておりますが、国が公表したモデルでは、東北の太平洋沿岸のみならず、茨城県や千葉県にも津波の影響があると予想されております。

法改正に向け、これら地域との連携が必要と考えますが、道の所見を伺います。

次に、広域避難についてであります。

突然発生する津波から避難するため、津波が予想されている自治体において、高台等の避難場所や津波避難ビルの指定などに取り組んでいると承知しておりますが、市町の大部分が浸水する

地域もあり、高台等へ避難後の避難所が不足することが予想され、市町村をまたぐ避難が必要になると考えます。

こうした広域的な避難の在り方について、広域行政を担う道が、具体的検討を主体的に行うべきと考えますが、道の所見を伺います。

次に、地震防災対策特別措置法等の活用についてであります。

地震防災対策特別措置法、津波防災地域づくりに関する法律で努力義務等となっている減災目標の策定や警戒区域の指定をし、道の防災行政を推進することが、防災意識を高揚することになると考えます。

減災目標の策定については、令和2年第2回定例道議会の我が会派の同僚議員の一般質問において、着手の条件が整った箇所から、順次、減災目標の策定作業を進めるとの答弁がありました。

道は、減災目標の早期策定に向け、この間、どのような取組をし、今後どのように取り組むのか、伺います。

津波災害警戒区域の指定については、現在、最大クラスの津波による浸水区域や水深を示す津波浸水想定の設定に向けて作業を行っているとは承知していますが、道は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域の指定に向け、どのように進めていくのか、伺います。

次に、国土強靱化に関し、道路事業における5か年加速化対策についてであります。

国は、令和3年度から令和7年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定しました。

この対策の中で、道路関係では、災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築や老朽化対策など、様々な対策が盛り込まれております。

本道は、平成28年の三つの台風による豪雨災害、平成30年の胆振東部地震など、多くの災害に襲われておりますが、こうした大規模な自然災害への対策だけではなく、融雪期などにも発生する落石や土砂崩れは、重大事故につながるばかりか、長期間の通行止めや迂回を強いることにもなるなど、地域住民に大きな影響を与えるものであり、その対策は重要であると考えます。

また、高度経済成長期に集中的に建設が進められた橋梁などの道路施設の老朽化も大きな課題と考えます。

知事は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年過加速化対策」の決定により、この対策を活用し、道路ののり面、盛土の土砂災害対策や道路の老朽化対策について、どのように計画的な取組をするのか、伺います。

次に、橋梁の耐震化についてであります。

災害直後の避難、救助のための緊急車両の通行を確保すべき幹線道路として緊急輸送道路がありますが、その道路に架かる橋の耐震化については、道内で国が管理する緊急輸送道路の橋は2443か所ありますが、670か所は耐震化が完了せず、耐震化率は全国平均の84%を11ポイント下回る73%であり、道が管理する緊急輸送道路の橋の耐震化率は、全国平均の80%を1ポイント下

回る79%にとどまっています。

避難経路に緊急輸送道路があり、その道路の橋が被災した場合には、安全な場所への避難に時間がかかり、被害が拡大することにもなります。

また、緊急輸送道路以外でも、市町村が指定する地域防災計画における避難道路なども、同様に安全性が求められます。

私の地元でも、緊急輸送道路や避難路の道道で耐震化が必要な橋梁は3か所あり、そのうちの1か所が完了していないと承知しています。

知事は、緊急輸送道路等に架かる橋梁の耐震化についてどのような取組をするのか、伺います。

次に、地方分権についてであります。

道は、平成19年度から平成32年度までの北海道道州制特別区域計画を、令和7年度まで5年間延長するための案を示しています。

その案では、道から市町村への権限移譲の一層の拡大、市町村の行財政基盤の強化はもとより、地域の事情に応じた広域連携の取組の積極的な支援、定住自立圏構想や広域連合などの広域的な連携を活用した地域づくりの推進などにより、地方分権の一層の推進に努めるとあります。

一方、第27次地方制度調査会では、基礎的自治体である市町村は、十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有する、住民に最も身近で総合的な自立性の高い行政主体となり、基礎的自治体の規模、能力がさらに充実強化されることが望ましいとの答申がありました。

このため、国では、地方分権時代の基礎的自治体を構築し、分権型社会を確固たるものにするための法整備等を行ってきました。

このように、国においては、地方分権に関する地方自治制度が改正され、経済財政諮問会議の骨太方針による三位一体の改革に盛り込まれた地方自治体の税財政制度の見直し、事務権限の移譲、国と地方の協議の場の設置などが地方分権改革として行われてきましたが、その後、社会システム、社会情勢が変化し、税財源の再配分等の残された課題もあることから、これまで以上に地方分権を推進する状況になったものと考えます。

知事の地方分権に対する認識について伺いますとともに、市町村の自立に関し、今後どのように取組をするのか、伺います。

次に、市町村の在り方等についてであります。

我が国の地方自治制度は、平成12年の地方分権一括法の施行により、そのありようを一新し、新たなステージを迎えました。

市町村は、基礎的自治体として、地域において包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、都道府県は、経済社会活動が広域化、グローバル化する中で、その自立的な発展のために戦略的な役割を果たすべく変容していくことが期待されています。

しかし、北海道の市町村は、人口1万人未満の小規模市町村が多く、財政状況が厳しく、専門的な知識がある職員が不足していることから、地域において期待される包括的な役割を果たすた

めには、今後も、規模、能力の充実強化を図っていく必要があると考えます。

知事は、今後、広域連携にどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、北海道人権施策推進基本方針についてであります。

道は、道民一人一人が、互いの個性や人格を尊重しながら助け合い、支え合って暮らしていくことのできる地域社会づくりを目指し、道民をはじめ、市町村や企業、NPO法人などの様々な主体の参画と協働のもとで人権施策の推進を図るとの理念を掲げ、平成15年に北海道人権施策推進基本方針を策定しましたが、その後の国際社会の動きや国内の情勢を踏まえ、一昨年から方針の改定に向けた検討を進めており、先日の環境生活委員会に改定素案が報告されたところであります。

素案では、平成15年の方針策定以降に制定された高齢者虐待防止法やいじめ防止対策推進法、女性活躍推進法などに基づく、道の各種計画の人権に関する事項が体系的に示され、分かりやすいものとなっていますが、これまでの課題に対する対応はもとより、新たに分野別施策とされたインターネットによる人権侵害や災害による人権問題などについては、迅速な対応が求められます。

道は、本道の実情に即した人権教育、人権啓発に関する施策の推進に向けて、今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、基本方針の素案における人権施策の総合的、効果的な推進についてであります。

基本方針の素案では、人権教育・啓発の人材の育成と活用をし、国、市町村、民間団体等とそれぞれの役割に応じて協力連携をすることにより、人権啓発活動の効果的な推進を図るとあります。

地域においては、人権施策推進を支援する人権擁護委員、保護司や更生保護女性会の方などが活躍し、コミュニティー組織、NPO等の様々な団体の活動が活発に展開をされておりますが、一方では、人権施策推進を支援する担い手不足が深刻化しているという声があります。

また、新たに分野別施策とされたインターネットによる人権侵害や、災害による人権問題などを支援する人材や団体の育成も必要であると考えます。

道は、人権教育・啓発の担い手の育成などを進めるため、市町村との連携や、新たな分野における人権問題を支援する人材や団体の育成にどのように取り組む考えなのか、伺います。

次に、水産業の振興に関し、栽培漁業についてであります。

道は、今後の栽培漁業に関する現状と課題、重点的に取り組む分野などを明らかにし、取組を進めるため、栽培漁業の推進方向を策定し、次期栽培漁業基本計画に反映させ、栽培漁業の技術開発や地域の取組への支援など、関連する施策を展開することとしております。

近年の北海道水産業は、数量が大きく減少し、金額が不安定なことから、これまで以上にきめ細やかで、それぞれの漁場に適合する対策を講じた栽培漁業の推進が大きな課題であると考えます。

知事は、本道の漁業生産に占める栽培漁業生産の割合が年々増加傾向となっている中、次期裁

培漁業基本計画の策定に当たっては、どのような視点で検討するのか、知事の所見を伺います。

次に、道産水産物の消費拡大についてであります。

漁業収入の減少に関し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などによる魚価安が回復する見通しが不透明になっています。

このような中で、市場開拓、生産体制の維持、さらには、数量が大きく増加しているイワシの鮮度保持による出荷技術の確立、ニシンの加工などによる魚価向上などの対策は、減少した漁業収入の確保を図る上で、推進しなければならないものの一つと考えます。

知事は、市場で続く魚価安に対する漁業者の不安を払拭するための販売戦略、消費拡大などにもどのように取り組むのか、また、今後、漁獲の増加が期待できるイワシやニシンなどの付加価値向上対策にどのように取り組むのか、伺います。

次に、漁業協同組合の経営状況についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大による漁業者収入の減少は、漁業協同組合の経営にも大きな影響を与えていると考えます。

かつて4000億円を超えたこともある全道の漁業生産額により、各漁業協同組合は順調な経営を続けていましたが、令和2年度は、漁業生産額が最盛期のおよそ半分となる2000億円ほどとなりました。

昨年、道は、新型コロナウイルス感染症対策として漁業支援を行いました。漁業や水産加工に携わる技能実習生の入国が再び困難になるなど、依然として、漁業協同組合の経営は厳しい状況にあります。

漁業協同組合は、老朽化した組合施設や設備の更新、維持管理や、水産資源、漁場環境の保全などを行い、漁業者の経済活動等を支えており、一日も早く健全な経営を取り戻すことが必要であると考えます。

知事は、現在の漁業協同組合の状況をどのように認識し、どのような支援を行う考えなのか、伺います。

次に、スマート林業の推進についてであります。

新型コロナウイルスの流行を契機に、本道においても、テレワークやリモート会議、5Gを活用した遠隔操作など、暮らしや産業の様々な分野において、新たな技術を活用した動きが見られています。

人口減少が進む本道において、カラマツやトドマツなどの人工林資源が充実する中で、適切な森林整備を進めるためにも、スマート林業の推進は大変重要であると考えます。

先日の我が会派の代表質問に対し、北海道らしいスマート林業を推進するための方針を新たに策定し、さらなる作業の効率化、省力化に取り組むとの答弁がありました。道が先頭に立って新たな技術の導入と活用を進めていくことが必要と考えます。

今後、道として、北海道らしいスマート林業の推進にどのように取り組んでいく考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、全国育樹祭の開催についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、昨年開催予定でありました全国育樹祭を1年延期することになり、知事からは、感染防止対策の徹底を図るなど、開催に向け、万全を期してまいるとのコメントがございました。

多くの道民に森林づくりへの理解を深めていただくため、コロナ禍の中にあっても、万全の対策と創意工夫により、全国育樹祭を開催する意義は大きいものと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、不登校対策に関し、ICTを活用した学習支援等についてであります。

昨年は、市町村教育委員会及び学校において、新型コロナウイルス感染症対策などを契機として、ICT等を活用した学習支援や、スクールカウンセラーによるオンライン等を用いた相談支援など、様々な取組が実施されていると承知をしております。

複雑化、多様化した不登校の要因を解決するため、学校が実施している不登校児童生徒に対するICTを活用した学習支援等についての認識を教育長に伺いますとともに、市町村がICTを活用した学習支援等を推進するに際し、道教委はどのように連携し、取り組んでいくのか、併せて伺います。

次に、専門家を活用した不登校対策についてであります。

不登校の未然防止、早期解消には、それぞれの児童生徒の不登校要因を、家庭、学校、行政が連携を強化し、情報を共有することが重要であり、その中心になるのがスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家であると考えます。

特に、スクールソーシャルワーカーを配置する学校、道の児童相談所、市町村の福祉関係部課などで組織する対策会議で要因を分析し、統一した対応をすることが不登校対策には有効であるとも考えます。

その一方で、不登校の重要な要因の一つは、いじめにあるとも考えます。

深刻化しているいじめの解決なくしては、不登校の根本的な対策にはなりません。

各小中学校へのスクールカウンセラー等の配置状況について、教育長に伺いますとともに、スクールカウンセラーなどの専門家を活用した不登校対策にどのように取り組むのか、併せて伺います。

次に、新型コロナウイルスへの感染不安を理由に登校しない児童生徒についてであります。

現在のコロナ禍にあっては、感染不安を理由に登校しない児童生徒がいると考えますが、こうした児童生徒についても、長期にわたり学校に登校できない状況であれば、学習支援や心のケアが必要になってくると考えます。

このことについての道教委の所見について伺います。

最後に、児童生徒支援加配措置についてであります。

道教委は、いじめ、不登校等の未然防止・早期対応強化のため、児童生徒支援加配措置をしています。

不登校児童生徒は、学年が上がると増加するといった特徴があり、児童生徒支援加配措置は、不登校への効果があることが検証されています。

国は、義務標準法を改正し、小学校について、学級編制の標準を5年かけて35人に計画的に引き下げるための教職員定数を措置することとしていますが、一方で、35人学級による教職員定数の確保が、児童生徒加配措置の減少につながるのではないかとの懸念を示す声があります。

教育長は、児童生徒支援加配措置についてどのような取組をするのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）滝口直人議員の質問にお答えをいたします。

最初に、日本海溝・千島海溝巨大地震に関し、まず、国のワーキンググループの検討状況等についてであります。昨年4月に設置されたワーキンググループでは、防災対策を定める上で基本となる被害想定の算定手法について議論を交わしてきたところでございます。

この間、私から、必要な防災対策の実施には国の支援が不可欠であること、また、積雪寒冷下の避難の困難さや低体温症の危険性など、寒冷地固有の事情を考慮すべきといった提案を行いまして、これらの点は算定手法などに反映されたところでございます。

今後は、被害想定に基づき、具体の防災対策の検討へと議論が進められることから、私としては、積雪寒冷の実情に見合った避難手法や避難施設の整備など、ハード、ソフトの両面にわたる防災対策を提案いたしますとともに、必要な国の支援を求めてまいる考えであります。

次に、減災目標の策定に向けた取組についてであります。私としては、日本海溝・千島海溝地震はもとより、いかなる地震、津波においても、被害を最小限にとどめ、道民の皆様の命を守るためには、あらかじめ具体的な数値目標を設定して防災対策に取り組む、いわゆる減災目標の策定が重要であると認識をしております。

そのため、道では、昨年4月に国が公表した巨大地震モデルに基づき、現在、有識者も交えて、減災目標の策定に必要な津波浸水想定の設定を進めております。

来年度には、具体的な被害想定を算定し、国のワーキンググループで検討されている防災対策の内容も踏まえながら、必要な減災目標を早期に策定し、道と市町村、防災関係機関が一丸となって、減災目標に沿った対策の充実や強化に取り組んでまいります。

次に、道路施設の強靱化についてであります。道では、これまで、国の3か年緊急対策に基づき、道路のり面の落石対策など、道路施設の強靱化に重点的に取り組んでまいりましたが、橋梁の長寿命化など、社会資本の老朽化対策については、この緊急対策の対象とされていなかったところであります。

このたびの5か年加速化対策では、予防保全型メンテナンスに向けた道路施設の老朽化対策が新たに対象となりますとともに、予算の増額が図られましたことから、道としては、この予算を最大限に活用し、重大事故の発生を防ぐ道路の落石や地滑りの対策に加え、橋梁やトンネル等の老朽化対策など、緊急性の高い対策を加速しながら、道民の皆様の安全、安心な暮らしを守る強

靱な北海道づくりに積極的に取り組んでまいります。

次に、地方分権の認識などについてであります。国においては、地方の自主性や自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、これまで10次にわたる地方分権一括法の制定などにより、地方分権改革が進められてきたものと承知をしております。

私としては、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が、住民の皆様に必要な行政サービスを持続的に提供していくことが重要であると考えております。

今後とも、地域が複雑かつ多様化する行政課題に的確に対応することができるよう、広域分散型で多様な地域特性を有する本道の実情を踏まえながら、広域連携や市町村への事務、権限の移譲を進めるなど、地域のことは地域自らが決定できる分権型社会の実現を目指し、引き続き取り組んでまいります。

次に、道の人権施策についてであります。平成15年3月の北海道人権施策推進基本方針の策定以降、人権問題に係る法制度や施策に大きな進展が見られる一方、依然として、女性や子どもなどへの暴力や虐待、感染症に起因する不当な差別や誹謗中傷など、人権侵害が問題となっております。

このため、道では、基本方針を改定することとし、人権問題に関する有識者や様々な分野に関わる団体の皆様から御意見を伺いながら、このたび、その素案を取りまとめたところであります。

私としては、人権施策の推進は重要な政策課題と考えており、女性や子どもなどの分野のほか、近年、社会的な関心が高まっておりますインターネットによる人権侵害や性的マイノリティーの方々への理解促進など、これまで以上に幅広い分野について、庁内はもとより、国や市町村、素案の策定に当たって御意見を伺った団体の皆様とも連携し、啓発や教育などの施策を効果的に推進いたしますとともに、家庭、学校、地域社会、企業など、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進し、道民の皆様一人一人が互いの個性や人格を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、水産業の振興に関し、まず、栽培漁業基本計画についてであります。本道では、近年の海洋環境の変化などによる漁業生産の減少に加え、新型コロナウイルスの感染収束が見通せない中、水産物の価格低迷が続いており、漁業を取り巻く状況は厳しさを増しております。

こうした状況を踏まえ、道としては、種苗放流による資源の増大や、安定した生産が期待される養殖など、栽培漁業をこれまで以上に推進するための施策を来年度に策定する次期計画に位置づけることが必要であると考えております。

このため、海水温など、海洋観測システムの活用によるホタテガイの安定生産、種苗放流によるヒラメ、ニシンなどの資源の増大、さらには、サクラマスやナマコ、アカガイといった、付加価値の高い魚種の新たな養殖技術の開発や普及など、これまでの取組を加速いたしますとともに、サケ・マス類を主体とした魚類養殖の実証などが着実に成果につながり、本道に定着するよう検討を進めてまいります。

次に、漁業協同組合の経営状況についてであります。本道では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、生産量の4割を占めるホタテの価格が低迷したことなどにより、昨年の漁業生産額は2013億円となる見込みでありまして、漁業者の皆様はもとより、漁協の経営は厳しい状況にあります。

こうした状況が続くと、漁業者の皆様の生産活動を支える漁協の様々な事業にも大きな支障が生じる懸念がありますことから、道としては、漁業団体からの要請を踏まえ、漁協に対し、来年度、運転資金を実質無利子とする支援を拡充いたしますとともに、国の事業を活用し、ホタテなどの加工作業の効率化を図る施設の整備や、漁場環境を保全する取組に支援するなど、漁協経営の安定に向けて取り組んでまいります。

次に、スマート林業の推進についてであります。本道の森林は、他県と比べ、地形が平坦であり、高性能林業機械の導入による効率的な林業が展開をされておりますが、今後、安全を確保しながら、限られた労働力で森林整備や木材利用が進むよう、ICT等の先進技術を活用したスマート林業を推進することが必要であります。

このため、道では、試験研究機関や市町村などと連携し、ドローンを活用した森林資源の把握や伐採作業の省力化を進めるICTハーベスタの普及などに取り組んでいるところであります。

道としては、来年度以降の5年間の取組を示す推進方針を年度内に策定し、植林から伐採、木材加工、流通に至る情報を関係機関で共有するため、関連情報のクラウド化やモデル的な実証に取り組みますとともに、ドローン、ICTハーベスタの導入や活用の一層の促進を図り、豊かな森林資源に恵まれた本道において、全国に先駆けてスマート林業が確立されるよう取り組んでまいります。

最後に、全国育樹祭の開催についてであります。皇族殿下をお迎えし、今年の10月に本道で開催をされます全国育樹祭は、平成19年に上皇・上皇后両陛下が植えられた樹木のお手入れや、本道発祥の木育をテーマとした記念式典などを通じ、森林を守り育てていくことの大切さを多くの方々と共有し、その意義を道内外に広く発信する絶好の機会であると考えております。

道では、昨年、感染症の影響により、大会の1年延期を決定し、参加者の皆様の安全を最優先に、国の対処方針や各種ガイドラインに基づく三密の回避などの基本的な対策はもとより、今後の様々な情勢変化を想定し、参加者の絞り込みや、映像を活用した演出も視野に入れた対策などについて、検討を進めているところでございます。

道としては、引き続き、感染状況をしっかりと見極め、ウイズコロナ時代の中で、森林づくりの重要性や木育の意義をより多くの方々に理解していただける大会となるよう、関係者の方々の御協力をいただきながら、万全の準備を進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総務部危機管理監野村聡君。

○総務部危機管理監野村聡君（登壇）日本海溝・千島海溝巨大地震に関し、初めに、東北地方な

どとの連携についてでございますが、道では、被害発生の切迫性や重大性に鑑み、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特別措置法の改正に当たりましては、南海トラフ地震特別措置法で規定されました施設整備に関する補助率のかさ上げなどの財政支援と同等の法整備を行いますよう、全国知事会や北海道東北知事会などと連携し、国に要望してきたところでございます。

昨年、国が公表いたしました津波断層モデルでは、新たに茨城県と千葉県も日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特別措置法の対象となります可能性もありますことから、道といたしましては、東北の太平洋沿岸地域に加え、茨城県と千葉県とも実務的な協議を開始したところであり、今後、全ての対象地域が連携して、法改正に向け、国に働きかけてまいります。

次に、津波に係る広域的な避難についてでございますが、太平洋沿岸に巨大地震とこれに伴う津波が発生した場合、被災箇所は広範にわたり、避難者数も相当数に及ぶことが予想されますことから、被災自治体内で必要な避難所を確保できない場合には、他の自治体への広域的な避難を検討することも必要と認識してございます。

道では、現在、太平洋沿岸の巨大地震による津波浸水想定の設定を進めてきており、来年度からは、被害想定も個別に算定していくことから、こうした詳細なデータを精査いたしますとともに、関係機関や関係自治体の皆様の御意見を十分伺いながら、自治体間での広域的な避難の在り方に関する議論を深めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 建設部長小林敏克君。

○建設部長小林敏克君（登壇）初めに、地震防災対策特別措置法等の活用に関し、津波災害警戒区域についてでございますが、警戒区域を指定することにより、津波ハザードマップの作成、避難場所や避難経路の確保、津波避難訓練の実施など警戒避難体制が整備されることから、道では、住民の皆様それぞれの地域における津波の危険度を認識していただき、津波が発生した場合には迅速に避難できるよう、警戒区域の指定を積極的に進めることとしているところでございます。

また、区域指定によりまして、当該市町村におきましては、津波避難タワーや防災備蓄倉庫などの施設整備に交付金の活用が可能となるなど、津波災害に強いまちづくりの推進が一層図られるものと考えているところでございます。

このため、現在検討を行っている太平洋沿岸地域の津波浸水想定を設定した後、速やかに各市町村と協議を進めまして、津波災害警戒区域の早期指定に向け、取り組んでまいります。

次に、国土強靱化に関し、橋梁の耐震化についてでございますが、道では、緊急輸送道路上の橋梁につきまして、地震時における落橋等の甚大な被害を防止するための対策を平成24年度までに完了いたしまして、現在は、市町村の地域防災計画に位置づけられております避難路などの橋梁の耐震化に取り組んでいるところでございます。

こうした中、国では、平成28年度に発生いたしました熊本地震の被害を踏まえ、緊急輸送道路上の橋梁につきましては、これまでの取組に加え、地震時においても路面に大きな段差を生じさ

せない構造とする方針を新たに示したところでございます。

道といたしましては、大規模地震時において、円滑かつ確実な避難や緊急輸送に必要な道路を確保することは、防災上、極めて重要と認識していることから、国の方針を踏まえまして、今後、震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の高い地域の橋梁などを優先いたしまして対策を進めることとし、そのために必要な予算の確保を国に要望するなど、橋梁の耐震化の一層の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総合政策部地域振興監佐々木徹君。

○総合政策部地域振興監佐々木徹君（登壇） 地方分権等に関しまして、市町村の広域連携の取組などについてでございますが、広域分散型で多様な地域特性を有する本道におきまして、人口減少問題などに的確に対応し、今後も、市町村が地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや生活に関する多様な行政サービスを提供していくためには、地域の実情に応じた広域的な連携がこれまで以上に重要になるものと認識しております。

このため、道では、国の定住自立圏や連携中枢都市圏による取組の推進を図るとともに、これら国の施策の活用が困難な地域に対しましては、道独自の取組であります広域連携加速化事業による支援や、多様な連携の活用に向け、積極的に働きかけを行うなど、振興局が核となりまして、各市町村が将来にわたり安定的、継続的に行政サービスを提供できる体制が確保されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 環境生活部長築地原康志君。

○環境生活部長築地原康志君（登壇） 北海道人権施策推進基本方針に関し、人権施策の効果的な推進についてでございますが、インターネットによる人権侵害や、災害に伴う人権問題などの新たな人権問題等への対応を含め、人権教育や啓発を効果的に推進していくためには、地域社会全体で人権に対する理解を深め、行動していただくことが重要と考えております。

このため、道では、身近なところで人権問題に関わる知識や経験を持つ方との交流などを通じて、人権意識を育んでいただけるよう、市町村、関係団体等と連携して、地域における人権教育の指導者を育成するための研修会などを開催するとともに、ホームページなどの広報媒体を活用して、保護司や人権擁護委員等の民間ボランティアの活動を紹介するなど、国が行う保護司等の担い手確保の取組に協力することといたしております。

また、情報モラルに関する教育の充実や、災害に備えた市町村、ボランティア団体、NPO等とのネットワークを活用するなど、道民の皆様、日常生活の中で人権に配慮し、行動していただくよう、市町村、関係機関、企業、団体等、様々な主体の参画と協働のもと、効果的な人権施策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 水産林務部長佐藤卓也君。

○水産林務部長佐藤卓也君（登壇）道産水産物の消費拡大などについてであります。本道では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、漁業や水産加工業の経営に大きな影響が生じていることから、好調な巣籠もり需要に対応した消費の拡大や、生産量が増加している魚種の付加価値向上が喫緊の課題であります。

このため、道としては、道産水産物を学校給食用に無償で提供する取組や、ウェブや新聞折り込みチラシによる首都圏でのPRなどに対する支援のほか、刺身などの生食が可能な冷凍品の開発に取り組んでいるところであります。

今後、こうした取組に加え、広く国内外を対象に販売促進のPRやネット通販に対する支援を強化するほか、調理師団体の皆様と連携し、近年、漁獲が増えているマイワシやニシン、ブリについて、飲食店で工夫を凝らした料理を提供し、道民の皆様に変更しておいしさを知っていただくフェアを全道各地で開催するなど、道産水産物の消費拡大や付加価値向上に向けて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）滝口直人議員の御質問にお答えいたします。

不登校対策に関しまして、まず、ICTを活用した不登校児童生徒への学習支援等についてであります。本道では、家庭と教室をオンラインで結ぶ授業配信や、大学のeラーニングシステムを使った学習支援などに取り組む市町村がある一方で、ICTが十分に活用されていない自治体も多く、来年度から1人1台端末が小中学校で実現することを契機に、ICTを活用した学習支援に一段と弾みをつけ、不登校の児童生徒の方々への学びの充実にもつなげることが必要と考えております。

このため、道教委では、今後、道内の15地域を指定し、不登校の児童生徒へのICTの活用を含めた効果的な学習支援の在り方について調査研究を進めるとともに、道内外の実践事例を市町村や学校に周知することとしており、多様な教育機会を確保し、一人一人の実情に応じた支援の充実に取り組んでまいります。

次に、専門家を活用した不登校対策についてであります。道教委では、本年度、スクールカウンセラーについては83%の小中学校に配置しており、市町村が独自に配置した学校を加えますと、96%を超えている状況にあります。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、37市町村に配置するほか、その他の市町村に対しては、道教委が任用するスクールソーシャルワーカーを派遣しております。

不登校児童生徒に、予兆をはじめ、初期段階から適切に対応するためには、教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携協力をし、児童生徒や保護者を支援する体制の構築と教育相談の充実が極めて重要と認識しております。

このため、道教委といたしましては、市町村教育委員会や学校に対し、学校や児童生徒の要請に即した専門家の派遣や、専門家を活用した効果的な支援策について指導助言を行うほか、保護

者に対しても、こうした専門家の支援や教育相談の特色を分かりやすくまとめた資料を周知するなどして、引き続き、不登校の児童生徒への支援の充実に取り組んでまいります。

次に、感染に対する不安などから登校しない児童生徒についてであります。保護者から感染が不安で休ませたいという相談があり、校長が合理的な理由があると判断した場合には、欠席とはせず、出席停止として取り扱うことが可能となっております。

道教委では、こうした児童生徒に対して、学校とのつながりを途切れさせない、きめ細やかな対応が必要と考えており、一人一人の状況に応じ、オンラインによる授業配信をはじめとする学習支援や学習機会の確保をはじめ、学級担任やスクールカウンセラー等による教育相談を行うなど、児童生徒や保護者の不安に寄り添いながら、適切な支援が行われるよう対応してまいります。

最後に、児童生徒支援のための加配措置についてであります。いじめ、不登校等の児童生徒に適切な支援を行うためには、校内における組織的な支援体制を整えることが必要でありますことから、現在、校内の指導体制強化のために、特別な指導を行う学校に加配教員を配置しております。

道教委といたしましては、引き続き、各学校の実情等に応じて、児童生徒支援加配による教員の配置を進めるとともに、スクールカウンセラー等の派遣などにより、指導体制の一層の充実を図ることとしております。

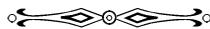
加えまして、少人数学級編制の実現に当たりましては、学力、体力の向上や教科担任制等の教育課題への対応として、北海道の地域特性に応じた必要な教職員定数が措置されるよう、国に対し強く要望してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 滝口直人君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後3時41分休憩



午後3時44分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

田中英樹君。

○24番田中英樹君（登壇・拍手）（発言する者あり）質問に先立ちまして、10年前に発生した東日本大震災によりお亡くなりになられた方々へ哀悼の意を表しますとともに、被災された方々へお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、以下、知事及び教育長に伺います。

まず、地域経済の活性化に向けた企業誘致についてであります。

近年、紙需要の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済が大きく変化する

中、道内においては、これまで地域経済を支えてきた大手製造業の事業再編、工場再編の必要性から、撤退の発表が相次いでおります。

日本製紙釧路工場は、昨年11月、紙・パルプ事業から撤退し、本年8月に生産を終了、同9月には設備を停止すると発表しました。

この間、釧路市や釧路商工会議所は、事業撤退の再考や撤退時期の延長の要請を繰り返してきましたが、先日、釧路市長は、会社側の撤退に変更はないとの回答を受け、撤退の再考要請を断念し、跡地の利活用などの協議に方針を転換したと報じられております。

100年にわたって地域に根差して操業してきた日本製紙釧路工場の撤退は、地域経済に極めて大きな影響を与えるものであり、地域の衰退を未然に防ぎ、地域の活力を維持していくためには、地域経済の活性化と雇用の創出にも資する企業誘致を進めていくことが大変重要と考えます。

そこで、以下伺います。

地域経済の活性化のためには、関連企業への波及効果や雇用創出効果の高い製造工場の立地が有効と考えます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国では、国内における生産拠点の整備を進め、製品などの円滑な確保を図ることにより、サプライチェーンの分断リスクを低減し、製造業などの滞りない稼働、強靱な経済構造の構築を目指しております。

道は、こうしたサプライチェーンの再編の動きを捉え、製造業の誘致に取り組むことが重要と考えますが、見解を伺います。

また、昨年、道が取りまとめた令和元年度の道内市町村別体験移住、いわゆる「ちょっと暮らし」の実績によりますと、私の地元であります釧路市が、滞在者数及び滞在日数とも、平成23年度から9年連続で1位となっております。

夏は冷涼である一方、冬の雪は少ないといった過ごしやすさや、釧路の都市機能と周辺の国立公園など、恵まれた生活環境が魅力とも言われております。

こうした「ちょっと暮らし」は、関係人口の増加や、住民との交流を通じたにぎわいを創出し、地域の活性化につながるものでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響による首都圏の企業や人々の地方への関心の高まりや、テレワークの普及、ワーケーションといった働き方が注目されていることなどを踏まえると、この時期を捉え、美しい自然環境や多彩なアクティビティなどといった地域の魅力をアピールし、首都圏などからの人の呼び込みのみならず、サテライトオフィスなどの誘致による活性化も重要と考えますが、見解を伺います。

次に、IT産業の振興についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道においても、非接触・非対面型サービスやテレワークなどが急速に社会に浸透してきております。

加えて、近年のAIやIoTなどデジタル技術の急速な発達に伴い、生産性の向上だけでなく、社会経済の在り方を変えていく、いわゆるデジタルトランスフォーメーションが進展すると

見込まれております。

コロナ禍や時代の変化に伴う需要を道内のIT企業がより多く獲得することが必要不可欠であると考えますが、その実現に向けて、道内のIT産業の課題をどう認識し、道としてどのように振興に取り組むのか、伺います。

次に、新たな旅行スタイルの推進についてであります。

これまで北海道経済を牽引してきた観光産業は、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の観光需要が激減し、道内の観光事業者は厳しい状況が続くものと考えます。

このような中、アドベンチャートラベル・ワールドサミット2021が、本年9月に札幌市で開催予定と承知をしております。

アウトドアアクティビティは、ウイズコロナにあっても密を避けて楽しめる観光コンテンツであり、ポストコロナにおけるアドベンチャートラベルは、本道観光復活の新たな柱となることが期待されるものと考えます。

アドベンチャートラベルの要素の一つであります自然は、豊かな自然環境を誇る本道に優位性があり、特に自然豊かな道東では、これを生かしたアドベンチャートラベルの受入れ体制の整備が阿寒湖を中心に進んでいるところであります。

サミットでは、札幌などの都市部だけでなく、地域の魅力をいかにアピールするかにかかっているものと考えますが、開催の効果を全道に波及させるためにどのように取り組むのか、また、コロナ禍の中、サミットの効果を最大化するために、例えば、旅行商品の造成などといったことを行ってはどうか、所見をお伺いいたします。

次に、ワーケーションの誘致についてであります。

昨年来のコロナ禍において、感染拡大防止の観点から、出勤抑制などの対策が求められる中、テレワークをはじめとする多様な働き方に関心が集まっているものと考えます。

このような中、釧路市など地方都市でも、ワーケーションに加えて、コワーキングスペースの提供などの動きも見られることから、道としても、民間の動きを注視しながら、関係人口の創出や将来の移住、定住にもつながる、このような地域の取組を促進すべきと考えます。

また、本道へのワーケーションの誘致を図るためには、これまで以上に首都圏企業などへのアプローチが重要であると考えます。

道は、これまで、北海道型ワーケーションポータルサイトを設置し、道内各地のワーケーションプランに関する情報を発信してきたものと承知しておりますが、今後、未策定地域におけるプラン策定や、策定済み地域におけるさらなる内容充実を促進し、ポータルサイトの掲載内容についても充実を図るとともに、例えば、地元の民間企業と連携し、より一層効果的な情報発信を行うなど、本道へのワーケーションの誘致の取組をさらに拡充すべきと考えます。所見を伺います。

次に、道立広域公園の整備についてであります。

道は、一昨年、北海道みどりの基本方針を策定し、この中で、道内の広域公園については、全

道の19か所の整備目標を掲げられておりますが、現在までの整備状況は、昭和50年に供用開始された真駒内公園をはじめ、直近では、平成21年に供用開始されたオホーツク流氷公園など、道立広域公園が11か所、国営滝野すずらん丘陵公園を含めると、計12か所が整備・供用済みとなっている一方で、私の地元であります釧路をはじめ、胆振や留萌などの7地域が未整備と承知をしております。

もとより、都市公園には、健康、医療、福祉の推進や子育て支援、地域のにぎわい創出、地方創生、歴史、文化の継承、コミュニティーの醸成など、多種多様な機能が求められておりますが、他県を上回るスピードで急速に進行する少子・高齢化は喫緊の課題であり、子どもを育てる環境整備の一環としても、道立広域公園の果たすべき役割は極めて重要と考えます。

このような中、道として、現在、未整備となっている地域における道立広域公園の設置に向けた具体的な検討を始めるべきと考えます。

特に、釧路管内は、現在、100年にわたって操業を続けてきた製紙工場の撤退決定や、漁業をはじめとする基幹産業の低迷など、今後、大きな人口減少が懸念されており、地域の子育て環境の充実が喫緊の課題と考えます。

コロナ禍への対応や税収減など、依然として道財政は厳しい状況が続いていることは承知をしておりますが、例えば、民間活力を活用した整備手法の検討など、新たな道立広域公園の設置実現に向けて、具体的に幅広い検討をすべきと考えますが、所見を伺います。

次に、政策評価についてであります。

政策評価は、政策の合理的な選択と質の向上を図り、道民への説明責任を果たす道政運営の基本的制度ですが、今般の新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢の急激な変化など、道政の諸課題がこれまで以上に複雑・多様化しており、これらに的確に対応するため、政策評価を通じたより一層の効果的な施策の展開が求められているものと考えます。

このような中、今年度は、条例上、社会経済情勢の変化などと条例の関係について5年ごとに点検する年であり、今定例会の前日委員会において、点検結果について報告がありました。

条例については、特段の措置を講じる必要はないものの、運用面では、より効果的、効率的な運用に向けて改善を図ることとなっておりますが、その具体的な内容について伺います。

また、公共事業評価は、事業着手前あるいは一定期間を経た事業について、必要性や費用対効果などを評価し、事業実施または継続の可否を判断するものであり、適正な公共事業の執行を担保する重要な評価制度であります。

このたびの点検結果において、公共事業評価についても、運用の改善を図ることとしておりますが、その背景と改善の方向性について、道の見解を伺います。

次に、教育問題についてであります。

令和2年第3回定例会の一般質問において、我が会派の同僚議員が、道教委のもうひとつのクライマックス事業において、代替大会が開催されない競技については、どのように晴れ舞台を創出するのか、また、今後どのように取り組んでいくのかと、教育長に伺いました。

教育長からは、代替大会の開催が困難な競技については、これまでの活動記録や、トップアスリートとの交流などの実施に向け、準備を進めるとともに、全道の高校の生徒会長に対し、生徒自らの企画で晴れ舞台を演出していただく、1校1クライマックス運動の実施を呼びかけているとの答弁をいただいたところであり、教育長が自ら先頭に立ち、卒業する学年の生徒たちの晴れ舞台の創出に向け、取組を進めてきたものと承知しております。

私も、釧路市で開催されたトップアスリートやアーティストとの交流に参加した生徒たちの、生き生きと活動する姿や晴れやかな笑顔を見させていただきました。

新型コロナというかつてない感染症によって活躍の場を失った生徒たちへ、一つの希望の光を与えたこの事業の成果を肌で感じたところであり、全国でも例を見ない今般の道教委の取組に対し、一定の評価をするものであります。

そこで、もうひとつのクライマックス事業について、これまでどのような取組を実施してきたのか、また、その成果について、改めて教育長に伺います。

次に、不登校児童生徒への対応についてであります。

小中学校における不登校の児童生徒への対応についてであります。私は、さきの定例道議会におきまして、不登校の現状と道教委の対応について質問し、道教委から、今後、ICT等を活用した学習機会を確保するとの答弁がありました。

不登校となった児童生徒は、欠席している間の学習の遅れによって、学習内容の理解や定着が進まず、たとえ学校に復帰しても授業についていけないため、学習意欲を持っていないまま、再び不登校になるなど、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、悪循環に陥るケースも多くあります。

不登校の児童生徒やその保護者にとって、学校への復帰はもとより、卒業後の進路選択の妨げにならないよう、学習機会を保障されることは切実な願いでもあります。

このため、文部科学省では、2019年10月に、自宅でのICTを活用した学習は、学校の判断で出席扱いとできることを通知しておりますが、実際には、学校や家庭の情報通信環境が整備されず、こうした制度を活用した事例は、全国でも多くはないものと考えます。

このような中、新学期からは、学びを保障するGIGAスクール構想により、全ての小中学生に1人1台のパソコン端末が整備をされます。

不登校の児童生徒、保護者にとっても、ICTを活用した学習環境が実現することは、まさに将来への希望の光でもあります。

道教委は、こうしたGIGAスクール構想を追い風とし、不登校の児童生徒へのICTを活用した学習支援を積極的に推進していくべきだと考えますが、教育長の所見を伺います。

次に、子どもの貧困対策についてであります。

昨年7月に厚生労働省が公表した国民生活基礎調査では、2018年の時点で、中間的な所得の半分に満たない所得の家庭で暮らす18歳未満の子どもの割合が13.5%に上り、約7人に1人が貧困状態にあるとの結果が出ておりますが、今般のコロナ禍において、経済的な影響を受けた家庭も

多いと考えており、状況はさらに悪化しているのではないかと危惧をしております。

このような中、貧困による教育格差を生じさせないよう、全ての子どもたちの健康と学びをしっかりと守っていくことが求められていると考えますが、本道における子どもの貧困対策をどのように進めていく考えなのか、教育長にお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）田中英樹議員の質問にお答えをいたします。

最初に、サテライトオフィスの誘致についてであります。今般の感染症の影響によるリスク分散や新しい働き方の視点から、首都圏企業のテレワークや地方分散化の動きが広がってきているところであります。

本道は、社会的距離が確保できる広大な土地を有し、いわゆる三密を回避しながら働くことができるという立地優位性を最大限に発揮できるものと認識しております。

このため、道としては、近年、整備が進んでいるサテライトオフィスや移住体験用住宅の企業への活用を促しながら、テレワークなどの実施事例を紹介いたしますとともに、サテライトオフィスの誘致に向けた首都圏でのセミナーの開催や展示会への出展を通じ、豊かな自然や観光資源、恵まれた食といった環境の中での新しい働き方を提案するなど、市町村なども緊密に連携をし、企業の拠点と人材の一体的な誘致を進め、地域の活性化を図ってまいります。

次に、アドベンチャートラベル・ワールドサミットについてであります。本年9月に開催されるサミットにおいては、釧路市をはじめ、道内各地を舞台とした47本のアドベンチャーツアーを参加者に実際に体験していただきますとともに、道内の観光地域づくり法人をはじめとする地域の担い手の皆様が、商談会等を通じ、本道の雄大な自然やアイヌ文化をはじめとした地域資源の様々なアクティビティーの魅力を世界に向けて発信することとしております。

また、サミット実行委員会では、コロナ禍の中にあっても開催効果を最大化できるよう、オンラインでの開催も含め、あらゆる場面を想定した開催方法の検討を行っているところであります。

道としては、サミットの開催を契機に、全道に経済波及効果が及ぶよう、地域の多彩な特色を生かした旅行商品の造成やガイド育成など、アドベンチャートラベルの一層の推進に取り組んでまいり考えております。

次に、道立広域公園の整備についてであります。道立広域公園は、道民の皆様の広域的なレクリエーション需要に応え、余暇活動や健康増進などに寄与するとともに、地域振興の面からも重要な施設であると考えているところであります。

このため、新たな道立公園整備の検討に当たっては、一昨年に策定をいたしました北海道みどりの基本方針において、地域の都市公園や公共施設、民間施設との機能分担や連携、管理運営を含めた地元市町村との役割分担、さらには、積極的に民間の資金やノウハウを活用するといった新たな視点を導入することとしたところであります。

道といたしましては、この基本方針を踏まえ、限られた予算で多様化する利用者ニーズに対応するため、引き続き、要望のある地域と意見交換を進めるなど、効率的かつ効果的な整備手法について検討を進めてまいります。

最後に、公共事業評価についてであります。道では、公共事業の企画立案段階で、必要性や事業効果などを評価する事前評価に加え、事業着手から一定期間経過後において事業継続の妥当性などを評価する再評価を実施しております。

今回の点検において、再評価では、着手時点と評価時を比較して、事業費が大きく増加している事業が散見されることや、国や多くの都府県では、事後評価が実施されていることから、政策評価委員より検討が必要との御意見をいただいたところであります。

こうしたことを踏まえ、適正な時期に評価を実施できるよう、再評価の実施方法の見直しに向けて必要な準備を行いますほか、他都府県の事例を参考にしながら、事後評価の手法等を検討してまいり考える考えであります。

道としては、今後とも、適正な社会資本の整備に向け、政策評価委員会における御意見等もお伺いをしながら、公共事業評価制度の充実に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 経済部長山岡庸邦君。

○経済部長山岡庸邦君（登壇）初めに、製造業の誘致についてであります。道では、これまで、本道への製造業の立地優位性として、人材確保のしやすさや自然災害における首都圏等との同時被災リスクの低さをアピールしてきましたが、社会経済情勢の変化に伴い、感染症、脱炭素化、さらにはサプライチェーンの最適化など、リスク分散の視点は多様化してきており、こうした変化を的確に捉えながら、誘致を推進していくことが重要でございます。

このため、国内外に生産拠点を有する企業に対し、生産拠点の移転や分散化に関する投資意向調査を行っており、こうした調査や道外で開催するセミナーなどを通じ、立地意向のある企業を掘り起こし、個別に本社を訪問するなどしまして、カーボンニュートラルの実現に貢献する積雪寒冷な気候や豊富な自然エネルギーなど、本道の優位性をPRしますとともに、企業の意向に対応した具体的な提案を行うなど、本道への立地促進に向けた取組を進めてまいります。

次に、道内におけるIT産業の振興についてであります。道内のIT産業は、昨年度の売上げが過去最高となりました一方、本年度は、感染症の影響による減少が見込まれており、引き続き本道経済を牽引していくためには、非接触・非対面型サービスやキャッシュレス化など、デジタルトランスフォーメーションによる社会経済の変化を捉えた様々なニーズを取り込むとともに、開発や販売の担い手を育成確保していくことが重要と認識しております。

このため、道では、業界団体と連携し、道内のIT企業の理解を深める道内学生向け説明会や職場見学会を行うとともに、道内学生向けU・Iターンの取組を進めますほか、展示会への出展や、道内のIT企業の技術やサービスを紹介する道のホームページを通じたマッチングにより、

IT企業の人材育成確保や販路拡大を積極的に支援してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総合政策部地域振興監佐々木徹君。

○総合政策部地域振興監佐々木徹君（登壇）ワーケーションの誘致についてでございますが、道内においてもワーケーションに取り組む市町村が増加傾向にある中で、雄大な自然や明瞭な四季、多様なアクティビティのほか、サテライトオフィス開設企業数日本一など、本道の持つポテンシャルを最大限活用し、道内外の企業にとって魅力あるワーケーションを効果的に発信することが重要であると考えております。

このため、道では、専用のポータルサイトを作成し、市町村のテレワーク施設や体験プログラムなどの関連情報をはじめ、道内各地でのワーケーションを具体的にイメージしていただくためのモデルプランなどの情報を発信することにより、誘致に向けたPRに努めてきたところでございます。

今後、ポータルサイトの充実に向け、誘致を検討する市町村の増加に伴うモデルプランやワークスペースの追加、関連イベント情報の掲載などを行うとともに、民間企業や関係機関等と連携し、オール北海道でプロモーションを行い、本道へのワーケーションの誘致に、より一層積極的に取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総合政策部長倉本博史君。

○総合政策部長倉本博史君（登壇）政策評価に関し、条例の施行状況等についてであります。道では、おおむね5年ごとに条例の施行状況を点検することとしており、この間の社会経済情勢等の変化や、政策評価の実施状況等を整理した上で、政策評価委員会で御意見を伺い、今後も現行の条例に基づいて評価を行うことが適当であり、条例については特段の措置を講じないこととするとともに、評価制度のより効果的、効率的な実施に向けて、制度の運用面において所要の改善を行うこととしたところであります。

具体的には、総合計画の進捗状況をより明確にするため、計画に掲げる政策の柱を対象とした評価を実施するほか、公共事業評価の適切な実施に向けて、再評価における対象要件の見直しなどを検討することとしたところであります。

道といたしましては、今後とも、評価制度の不断の見直しに努め、政策評価に基づく効果的、効率的な道政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）田中英樹議員の御質問にお答えいたします。

教育問題に関しまして、初めに、もうひとつのクライマックス事業についてでございますが、道教委では、感染症拡大の影響で、部活動の集大成の場を失った最終学年の生徒たちの思いを受け止め、国、道民、企業等の皆様がワンチームとなり、代替大会の支援をはじめ、応援アンバサダー

の田中賢介氏の学校訪問や、生徒自らの企画による激励イベント、トップアスリート・アーティストとの交流事業などを道内各地で実施いたしました。

また、部活動の名シーンなどを掲載した記念アルバムを作成し、高校や特別支援学校高等部の全卒業生に配付するとともに、札幌や釧路などにおいて、部活動の大会等の写真展を開催するなど、道民の皆様にも生徒たちの活躍を広く紹介してきたところであります。

こうした多彩な取組を展開できましたことは、ひとえに、多くの道民の方々や企業の皆様からの温かい応援と、部活動に打ち込んできた生徒たちのひたむきさへの敬意と感謝のエールが広がったものと考えており、私といたしましては、今後とも、若者のチャレンジを学校と地域が一体となつてたたえ、そして、支える環境づくりに努めてまいります。

次に、不登校の児童生徒への学習支援についてであります。様々な事情で学校に通うことが困難な場合におきましても、これまで、家庭や教育支援センター等と連携し、一人一人に応じた学習支援が行われてきたところでありますが、GIGAスクール構想により1人1台端末が実現する中、ICTの利点を取り入れた効果的な学習支援を推進する必要があります。

このため、道教委では、道内の15地域を指定し、不登校の児童生徒へのICTの活用を含めた効果的な学習支援の在り方について調査研究を進めるとともに、オンライン授業やeラーニングなどにより、学習機会の提供と学習状況の把握に役立てております道内外の実践例を取りまとめ、市町村教育委員会や学校に紹介するなどして、各学校での取組を促進することとしております。

今後、道教委といたしましては、ICT環境の充実と活用ノウハウを高めながら、不登校の児童生徒が学びを止めない、心を近づけることができるよう努めてまいります。

最後に、子どもの貧困についてであります。家庭の経済状況に左右されることなく、等しく教育を受けることができる環境を整備することは、全ての子どもたちの夢をかなえ、可能性を引き出す上で大変重要と考えております。

道教委では、これまで、低所得者世帯の高校生への修学を支援する給付金など、各種支援制度の紹介に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や、デジタル寺子屋事業といった地域オンライン学習拠点の確保による家庭学習支援などに取り組んでまいりました。

今後も、教育、保健福祉、その他の多様な支援団体等で構成する地域ネットワーク会議を活用しながら、こうした取組を広げるとともに、学習指導員による放課後等の補習授業や、子どもたちの不安や悩みに寄り添える相談体制の充実などにより、誰一人取り残されることなく、健やかな成長を実現できる教育環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 田中英樹君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

3月12日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

【令和3年（2021年）3月11日（木曜日） 第6号】

午後4時19分散会